

高等学校 公民科  
文部科学省検定済教科書  
35・清水・政経704



高等学校  
**政治・経済**

いま 現代をみる力 ひら あしたを拓く力



清水書院

**第1編 現代日本の政治・経済**

**第1章 現代政治のしくみと日本**

1	政治とはなにか	6
2	法とはなにか	9
	<b>テーマ 権利と義務を考える</b>	12
3	現代民主政治へのあゆみと基本原理	13
4	議会制民主主義と世界の政治体制	21
5	日本国憲法の成立と基本原理	27
	<b>テーマ 憲法改正を考える</b>	32
6	基本的人権と新しい人権	33
	<b>テーマ SDGs からみる日本のジェンダー平等</b>	54
7	平和主義と安全保障	55
8	日本の政治機構	65
	<b>テーマ 行政の民主化を考える</b>	77
9	政党政治と選挙制度	79
10	地方自治	88

**第2章 現代経済のしくみと日本**

	<b>テーマ 経済とはなにか</b>	92
1	経済活動と経済主体	94
2	市場経済の機能と限界	97
	<b>テーマ 経済体制の変容と経済思想</b>	104
3	国民経済と景気変動	108
4	物価とその変動	114
5	金融のしくみとはたらき	117
6	財政のしくみとはたらき	125
7	日本経済のあゆみ	130
8	企業の活動と役割	138
9	労働問題と労働環境の変化	144
10	社会保障制度の充実	152
11	農業と食料問題	158
	<b>テーマ 環境をめぐる問題</b>	162

**第3章 現代日本の諸課題**

1	地域社会の自立と中央政府の役割とはなにか？	164
2	持続可能な社会保障制度は実現できるか？	166
3	多様な働き方ができる社会とはどのような社会か？	168
4	安全・安心な社会を実現するには？	170
5	歳入・歳出両面での財政健全化とは？	172

## 第2編 現代の国際政治・経済

### 第1章 現代の国際社会と政治

1 国際社会の成立と国際法	176
2 国際連合と国際協力	181
3 国際社会の変遷と動向	187
4 国際紛争と軍備管理	195
テーマ 国際社会と日本外交	202

### 第2章 現代の国際社会と経済

1 国際経済のしくみ	205
2 国際収支と為替	210
3 国際協調と国際経済機関の役割	215
4 グローバル化と国際経済	218
テーマ 国際経済における日本の役割	228

### 第3章 国際社会の諸課題

1 グローバル化する世界のリスクとはなにか?	232
2 難民問題に解決策はあるか?	234
3 国際経済格差の是正に国際社会はどう取り組むか?	236
4 技術革新は世界をどう変えたか?	238
5 地球環境を守る資源・エネルギー開発とは?	240
資料 日本国憲法／(以下抜粋)大日本帝国憲法／労働基準法／ 労働組合法／労働関係調整法／男女雇用機会均等法／国際連合憲章／ 世界人権宣言	242
さくいん	255



## 解説

マイナンバー制度	47	国民所得の相互関係と三面等価の原則	109
医学・医療の進歩と人権	53	景気循環の4局面	113
日本国憲法がめざす平和主義	56	信用創造のしくみ	118
議案の審議における		CSR活動と企業	143
委員会主義と衆議院の優越	66	もしも社会保障制度がなかったら	152
衆議院の解散と政治の停滞	68	自給率を考える	161
大津事件		パレスチナ問題	180
～明治憲法下での司法権の独立～	71	ヨーロッパ統合とブレグジット	194
少年事件と少年法	76	シリア内戦—現代の地域紛争	200
圧力団体	79	比較優位の理論	206
価格メカニズム	98	外国為替と為替レート	213
消費者運動と消費者主権	101	為替レートを考える	214

## 判例 事例

①マクリーン事件	33	⑩朝日訴訟・堀木訴訟	43
②思想・良心の自由と企業に関する裁判	35	⑪教育を受ける権利と教育内容	44
③政教分離をめぐる裁判	36	⑫在外国民選挙権訴訟	45
④首相の靖国神社参拝	36	⑬『宴のあと』事件	46
⑤北方ジャーナル事件	37	⑭大阪空港公害訴訟	48
⑥ポポロ事件	37	⑮名古屋新幹線公害訴訟	48
⑦死刑囚の再審請求	39	⑯輛の浦景観訴訟	48
⑧死刑の合憲性	39	⑰ヘイトスピーチをめぐる裁判	53
⑨森林法事件	39	⑱自己決定権と医療行為	53
⑩薬事法違憲訴訟	39	⑲安楽死と尊厳死	53
⑪刑法尊属殺重罰規定	40	⑳自衛隊の合憲・違憲を争った裁判	58
⑫嫡出でない子の法定相続分差別訴訟	40	㉑砂川事件	58
⑬逸失利益の算定基準と男女平等	41	㉒苫米地訴訟	70
⑭女性差別をめぐる裁判	42	①浦和充子事件	71
⑮国籍法違憲訴訟	42	②平賀書簡事件	71



# 第1編

## 現代日本の政治・経済



衆議院本会議でデジタル庁設置法案が可決（2021年4月、東京都）



①  
② ③

- ① 輸出を待つ自動車が並び大黒ふ頭（2019年、横浜市）
- ② フードデリバリーサービスの普及（2020年、東京都）
- ③ 同性婚訴訟に違憲判決（2021年、北海道・札幌地方裁判所）

## 2. 法とはなにか



・法が私たちの意識や行動に与える変化を確認しよう

### 法と慣習と道徳

5 他者とともに社会生活を営むうえでは、人々の間で紛争が発生するのを予防したり、社会全体の利益にかなった行動をおこなうための共通のルールが必要になる。他者との共生を可能とするために同じ社会集団に共生する人々の間で共有されているルールを社会規範とよぶ。

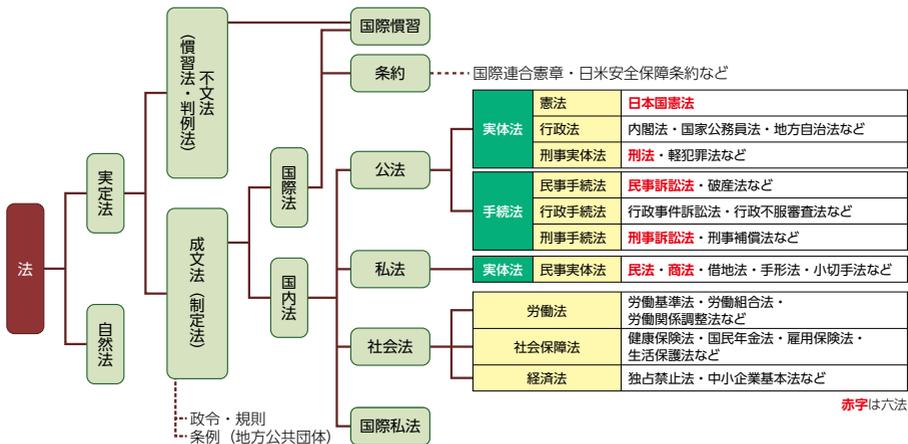
10 **道徳**は、本来的には外部から強制されるものではなく、個人が自ら従うかどうかを決定する自律的なものである。しかし、ある共同体において広く共有される道徳は、その共同体において守るべき社会規範となることもある。また、社会規範のなかには、人々の行動が反復することによって自然にできあがるものもある。これを**慣習（習俗）**とよぶ。これらの**社会規範**<sup>▶1</sup>は同じ社会集団に共生する者から間接的に強制されることもある。

15 **法**は明文化されており、国によって強制される点がその他の社会規範とは大きく異なる。国家が制定する法律（**実定法**）は道徳や社会規範などと同様に、社会秩序を維持する役割をもつが、国家による強制力をともなうことから、人々の利害関係に大きくかかわる。そのため、国民の代表者によって組織された国会で、民主的な手続きにのっとなって制定されることになっている。<sup>▶2</sup>

20 とはいえ、法と社会規範、そして道徳はそれぞれ無関係に存在するわけではない。法に正当性や実効性を与えているのは、その法に内在する正義や道徳的な正しさ、そして社会規範として守られなければならないという個々人の規範意識である。私たちは、国会における代表者を通じて、社会や規範意識の変化に合わせて、法を新たに制定したり、すでにある法を作り変えたりすることができる。

▶1 **社会規範に固有のサンクション（制裁や承認）** 社会規範にかかわる行為への反応や圧力として、社会規範を守った人はほめられ、破った人は非難されるという心理的サンクション、生活上の利益や地位や待遇の良し悪しなどにかかわる経済的サンクション、社会集団内部の身分的地位の上昇・下落・はく奪など身分的サンクションなどがある。

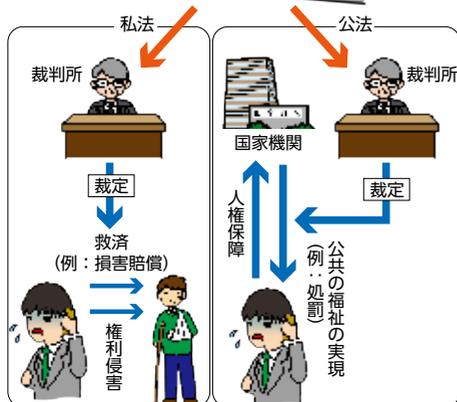
▶2 **国民の同意** 法律は特定の人に権利を与えたり、反対に権利を制限する根拠になるなど、国民の権利義務にとって重要な意味をもつ。そのため、国民を代表する国会で十分に議論を尽くし、法律の内容に国民の同意を与える必要がある。



## 1 法の体系

### 法的安定性と法が機能する条件

人々が法に従うことが可能になるためには、いくつかの条件がある。まず、法の内容が理解可能でなくてはならないため、明確である必要があるし（**明確性**），そもそも何が法なのか人が知られていなくてはならない（**公開性**）。また、法はあらゆる人に一律の基準で当てはまるものでなくてはならず（**一般性**），ある行為が



## 2 公法と私法のちがい

法的にどのように評価されるかについて予測可能となるよう、安定している必要もある（**法的安定性**）。加えて、法の内容が前もって定まっている必要があり、既におこなわれた行為を後からできた法によって罰してはならない（**事後法の禁止**）。

### 法の解釈と適用

法は、人々が自分の行動を律するための行為規範として意識されるとともに、具体的な事件や紛争に際して、裁判を通じて現実に適用される（裁判規範としての法）。一般性をもつ法を具体的な事件に当てはめようとするときには、その事

権利と権利が  
衝突するとき

憲法は私たちの人権を保障しているが、お互いを個人として尊重し合う社会においては、権利と権利の調整が必要になることもある。人権が衝突する場面について、公平な解決を図るため、憲法は「公共の福祉」による制約を認めている。これが、私たちのもつ人権の限界である。

たとえば、表現の自由は国民の知る権利や民主政治にとっても重要な人権だが、無制約に行使されると誰かのプライバシーや名誉を傷つけてしまうこともある。このような場合に国家は公共の福祉を根拠として権利を制限することができる。

人権の制限が公共の福祉の範囲にあれば、その制限は憲法に違反しない。とはいえ、公共の福祉により認められるのはあくまで必要最小限度の制限であって、その限度をこえると、憲法違反となる。かつて、公共の福祉は「公益」「社会全体の秩序」のような漠然とした概念としてとらえられていた。しかし、今日では人権を制限できるのは、それが他者の権利や利益と衝突する場合のみであると考えられている。公共の福祉の名のもとに国家による不当な人権侵害が起きないように、個人の人権を制約する法律に対しては、それが必要最小限度の制限といえるかを常にチェックする必要がある。

## 権利と義務

憲法は国民の権利だけでなく、義務についても定めている。日本国憲法は国民の三大義務として、子どもに教育を受けさせる義務

(第26条)、勤労の義務(第27条)、納税の義務(第30条)の3つの義務を定めている。

憲法は、公務員に対して、憲法を尊重し、擁護する義務についても定めているが(第99条)、国民の義務については三大義務のほかに定めはない。憲法の本来の役割は、国民に義務を課すことではなく、国家権力を制限して国民の人権を保障することにあるからである。

市民社会における  
権利と義務

私人と私人の関係を規律する私法において、人はお互いに対等な立場にあり、その間に支配従属の関係は予定されていない。近代市民社会は、封建的身分や階層秩序から解放された人間像を前提としているからである。人格の自由と平等を基礎とした私法秩序において、すべての人は国籍・階級・職業・年齢・性などによって区別されることなく、等しく権利義務の帰属主体になりうるし(権利能力平等の原則)、自らの意思で自律的に法的関係を築くことができる(私的自治)。誰とどのような内容の契約を結ぶのも本人の自由に任せられるが(契約自由の原則)、ひとたび自由な意思で契約を結んだのちは、契約の内容を誠実に履行する義務を負うため、契約関係から一方的に離脱することはできない。

## 深める!

労働者と使用者、企業と消費者のように交渉力や情報に格差がある場合でも、契約自由の原則が維持されるのであろうか? 労働契約に対する規制や消費者保護について調べてみよう。

### 3. 現代民主政治へのあゆみと基本原理



- ・近代市民社会の政治原理とはなにか
- ・政治権力と自由の関係とはどのようなものか
- ・現代社会の政治や社会の特質とはどのようなものか

#### 5 絶対主義から 近代市民社会へ

16世紀～

18世紀の

ヨーロッパ諸国を支配していたのは、国王の権力は神から授けられていると説く**王権神授説**によって自らを正統化した**絶対王政**であった。現在まで続いている**主権国家**体制は、この時期に作られた。



しかし、経済的な力を蓄えるようになった**市民階級**（ブルジョアジー）

15 を中心として、主権国家の領民たちは、経済活動に対する制限の撤廃、

社会生活における自由や平等の保障、それらを実現するための政治への参加などを要求するようになった。ピューリタン（清教徒）革命、アメリカ独立革命、フランス革命は、そのような要求を掲げながら絶対王政を打倒し、国民の代表からなる議会が政治の中心の場となる**近代民主政治**への道をひらいた。

1 『リヴァイアサン』のとびら ホブズは人間の作り出した権力を、旧約聖書に登場する怪物にたとえた。絵の中で、冠は支配者、右手の剣は世俗権力、左手の杖は宗教権力、身体は人々が一体となった国家を意味している。

#### 自然権と社会契約

これらの革命の思想的原動力となり、近代民主政治の基本原則を築いたのが、自然権思想である。

**ホブズ**は、『リヴァイアサン』において、社会成立以前の自然状態を「万人の万人に対する闘い」として描いた。これは、人間同士が対立して存在していることを意味する。各人は、自分の生命を維持するために（自己保存）、自分の力を用いる自由（**自然権**）をもっている。

しかし、もし、すべての人が自然権を無制約に行使すれば、人間の共存と

▶ 1 自然権思想 もともとは、政治権力によって人為的に定められた法（実定法）によって保障された権利ではなく、政治権力の成立以前に存在するとされる理性的戒律としての**自然法**によって承認されている権利をいう。しかし、社会契約論者たちにとって、自然法は自然権の貫徹を意味した。したがって、その自由の制限を制度化するために、社会契約が必要になる。

る。その場合、少数の代表が残りの国民全体の意思を表明できるのかという問題がある。代表制が民主政治といえるためには、国民が不断の監視を通して、代表の「信託」機能<sup>5</sup>を問い続けなければならない。

## 人権の保障と 人権の拡大

近代憲法が保障してきた基本的人権

には、広く政治に参加することを保障する自由と、国家からの介入<sup>かいにゅう</sup>を受けない自由がある。これらを政治的・市民的自由（自由権）<sup>10</sup>とよぶ。

→ p.35  
国家の権力が制限されたのは、近代憲法が定着していく19世紀には、市民社会は、政治権力に頼らなくても秩序を自立的に形成、維持する能力があると考えられたからである。特に、産業革命を経て経済力が飛躍的に高くなっていたイギリスでは、**アダム・スミス**<sup>Adam Smith</sup>が『諸国民の富』において重商主義<sup>じゅうしょうしぎ</sup>を批判した。また、政治においても、政治の中心となった議会は、市民社会の自由を擁護<sup>ようご</sup>し、行政権を制約する役割を果たした。このようなごきは、自由主義として理論化され、自由放任主義体制を支えた（経済的には資本主義となった）。

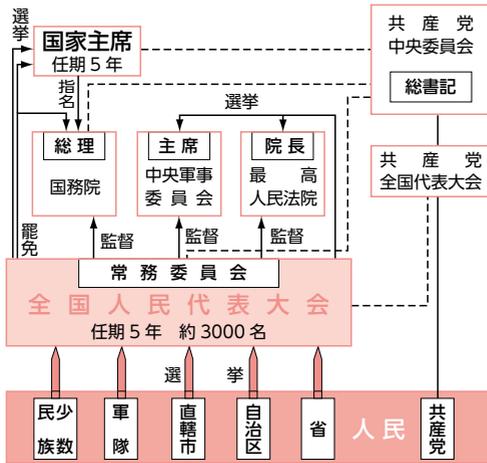
しかし、自由放任主義は、低賃金や長時間労働、貧富の格差拡大などの社会問題を引き起こした。しかも、制限選挙により、政治に参加できるのは少数の有産者に限られていたために、労働者や農民が訴えた社会問題の解決は国家に顧みられることがなかった。ドイツの社会主義者**ラッサール**<sup>F.Lassalle</sup>は、このような政治体制を**夜警国家**<sup>やけいこく</sup>とよんで批判した。

こうした現実に対して、**チャーティスト運動**<sup>Chartist Movement</sup>をはじめとする**普通選挙運動**<sup>1838~48</sup>や、

1215年	(英)	マグナ・カルタ(王権を制限)
1628	(英)	権利請願(議会による王権制限)
1642	(英)	ピューリタン革命(共和政の実現)
1651	(英)	ホップズ『リヴァイアサン』
1689	(英)	権利章典(人民の自由・権利宣言)
1690	(英)	ロック『市民政府二論』(『統治二論』)
1748	(仏)	モンテスキュー『法の精神』
1762	(仏)	ルソー『社会契約論』
1776	(米)	ヴァージニア権利章典 アメリカ独立宣言
1787	(米)	アメリカ合衆国憲法
1789	(仏)	フランス革命、人権宣言
1832	(英)	第1次選挙法改正
1838	(英)	チャーティスト運動(参政権拡大要求)
1863	(米)	リンカンの奴隷解放宣言
1869	(米)	ワイオミング州で地方自治レベルで初の女性参政権
1871	(仏)	パリ・コミュン(初の労働者政権)
1889	(日)	大日本帝国憲法発布
1893	(ニュージーランド)	国政レベルで初の女性参政権
1918	(ソ)	レーニン憲法(社会主義憲法)
1919	(独)	ワイマール憲法(社会権を規定)
1925	(日)	男子普通選挙制、治安維持法公布
1946	(日)	日本国憲法公布
1948	(国連)	世界人権宣言
1966	(国連)	国際人権規約

## 7 民主政治のあゆみ

▶ **1 重商主義** 16世紀から18世紀半ばの絶対王政の時代に、国家が経済活動に積極的に関わった政策。重商主義から解放された経済活動は、**資本主義経済**に移行した。



8 全国人民代表大会（全人代）

7 中国の政治制度

ソ連や東欧諸国の社会主義体制が崩壊した現在、<sup>ほうかい</sup>権力集中制を維持しているのは、中国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、ベトナム、キューバなどに限られている。

中国では、国家の最高権力機関は**全国人民代表大会**（<sup>ぜんしんだい</sup>全人代）と憲法に規定され、年に一度開催される。全人代閉会中の最高権力機関として、常設の常務委員会がある。その下に、全人代の執行機関および最高行政機関として国務院、司法機関として最高人民法院があり、それぞれ全人代に対して責任を負っている。ただし、党の総書記が国家主席よりも大きな権限をもち、中国人民解放軍が政府ではなく共産党の機関であることからわかるように、**中国共産党の指導**によって社会主義国家を建設することが憲法上明記されている。



9 香港での民主化運動 容疑者の身柄を中国本土に引き渡せるようにする逃亡犯条例改正案に反対する市民の大規模なデモのようす。(2019年6月16日, 香港)

中国では、<sup>3</sup>市場経済が導入され、<sup>3</sup>外国資本の受け入れにも積極的であるが、政治的・市民的自由は確立していない。

かつて権力集中制がとられていたロシ

▶ 3 中国における市場経済の導入 1993年に憲法が改正され、「国は社会主義的市場経済を実行する」と明記された。(→ p.224)




**憲法改正についての考え方**

国の基本法であり、国民の基本的人権を保障する憲法は、簡単に変更できるものであってはならない。他方で、政治や社会の変化に対応するためには変更可能でなくてはならない。そこで、憲法改正の規定を定めつつ、改正のための要件を厳しくすることで、安定性と可変性という矛盾する要請に応えるしくみが**硬性憲法**という考え方である。

**日本国憲法改正の手続き**

憲法改正はどのようにおこなわれるのだろうか。

日本国憲法では、憲法改正手続きは国会の発議（衆議院と参議院について、それぞれ総議員の3分の2以上の賛成が必要）にもとづき、国民投票により決定されることを定めている（第96条）。加えて、2007年には国民投票の手続きを定める**国民投票法**が成立した。

→ p.31

国民投票法によれば、投票権をもつのは18歳以上の国民である。国民は憲法改正案ごとに票を投ずることとされており、複数の条文にわたる改正の場合、それぞれの事項ごとに投票が実施されなければならない。また、有効投票総数の過半数の賛成で憲法改正は承認され、最低投票率は定められていない。

**国会での取り組み**

国会では、2000年以降に日本国憲法の改正に関する取り組みがおこなわれてきた。2000年には両議院に憲法調査会が設置され、2005年には報告書が提出された。この憲法

調査会を引き継ぐかたちで、2007年に**憲法審査会**が両議院に設けられ、2011年からは実質的な活動も始まった。憲法審査会は憲法や関連する法律について議論するだけでなく、憲法改正原案を採決することもできる。

**憲法改正の限界**

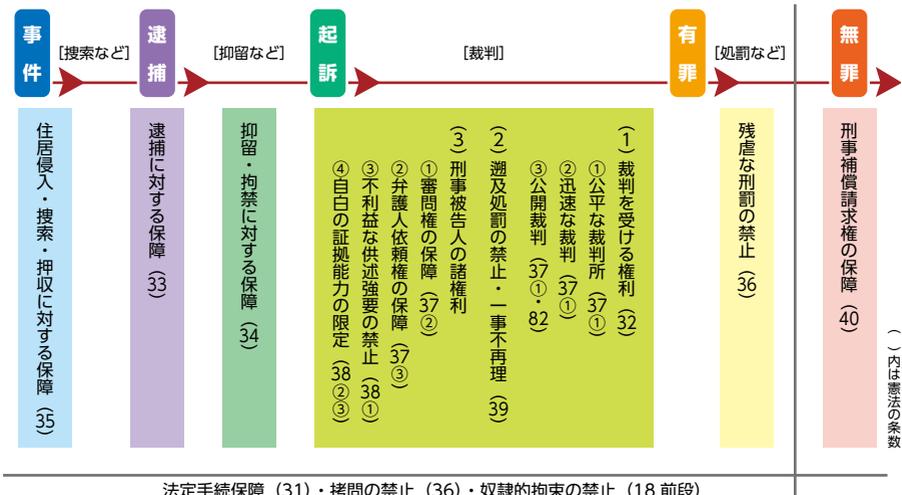
どんな憲法改正であっても国民が賛成すれば、許されるのであろうか。外国の例を見ると、ドイツの憲法は人間の尊厳や国民主権、法治主義といった国家の基本原則については、憲法改正によっても変更できないと明記している。

日本の憲法改正の限界について、憲法を制定するのにも改正するのも、主権者である国民なので、憲法改正に制約はないという考え方もある。しかし、基本的人権の尊重や国民主権など憲法の基本原理は改正できないとする考え方が一般的である。

憲法改正をおこなわなくとも、条文の意味内容や運用を解釈によって事実上変更することがある（**解釈改憲**）。しかしながら、時の権力者による恣意的な解釈変更が許されるわけではない。国の基本法であり、国民の権利を保障するという憲法の性質上、解釈の変更は国民の憲法意識にもとづき、積み重ねられてきた判例や確立されてきた解釈から正当化可能なものでなければならない。

**深める！**

日本国憲法は制定以来、一度も改正されていないが、解釈改憲がおこなわれたことはあるのだろうか？



**5 刑事被告人の諸権利**

の証拠能力の限定などを定め、刑事被告人に対しても、公平・迅速・公開の**裁判を受ける権利**や**証人審問権**などを保障している。

未成年者の犯罪については、**少年法**が適用され、その健全な育成のために、少年審判など成人とは異なった扱いがなされる。

しかし、このような憲法の人権保障にもかかわらず、死刑判決が確定したのちに再審無罪となった免田事件のような「死刑台からの生還」の事例をはじめ、**冤罪**は後を絶たない。

そして冤罪の要因として、「**代用監獄**」の問題や、取り調べる警察・検察の**自白重視の姿勢**を批判する声が弁護士を中心に少なくとも、2019年から、

事件名 (発生日)	確定判決	再審請求審 (決定年)	再審公判 (判決年)
免田事件 (1948)	死刑	再審開始 (1979)	無罪 (1983)
財田川事件 (1950)	死刑	再審開始 (1979)	無罪 (1984)
梅田事件 (1950)	無期懲役	再審開始 (1982)	無罪 (1986)
島田事件 (1954)	死刑	再審開始 (1986)	無罪 (1989)
松山事件 (1955)	死刑	再審開始 (1979)	無罪 (1984)
布川事件 (1967)	無期懲役	再審開始 (2005)	無罪 (2011)
足利事件 (1990)	無期懲役	再審開始 (2009)	無罪 (2010)
東京電力女性社員殺害事件 (1997)	無期懲役	再審開始 (2012)	無罪 (2012)

- ▶ 1 **裁判を受ける権利** 裁判の長期化は、刑事被告人に多大の精神的苦痛や経済的損害を与えかねないことから、裁判員制度への対応とあわせて、裁判の迅速化に関する法律の制定 (2003 年)、連日的開廷の原則の法定化 (2004 年)、公判前整理手続の創設 (2005 年)、即決裁判手続の創設 (2006 年) などの改革がおこなわれた。
- ▶ 2 **「代用監獄」の問題** 逮捕・勾留された人を、拘留所ではなく警察の留置場に留置することがおこなわれており、弁護士会などから批判があったが、刑事収容施設法によって合法的なものとなった。

**6 過去のおもな再審請求事件** 死刑の確定判決後に再審で無罪となった事件に、免田事件のほか、財田川事件、松山事件、島田事件がある。

裁判員裁判対象事件など一部の事件で、取り調べの全過程の録音・録画が義務づけられた<sup>▶3</sup>。また、死刑制度の是非についても議論が続いている。他方、犯罪被害者やその家族の権利は長年軽視されていたが、それらを保障すべきであるという声の高まりを受けて、2004年には**犯罪被害者等基本法**が成立した。

## 経済の自由

日本国憲法は**財産権の不可侵**を規定しており（第29条）、これは個人の具体的な財産に関する権利を保障するとともに、私有財産制を支えている。営業の自由を含む**職業選択の自由**、**居住・移転の自由**、**国籍離脱の自由**（第22条）も経済の自由の一部をなす。

また、日本国憲法は、第30条で国民の**納税の義務**を定めつつ、**租税法律主義**（第84条）を定めることで、国家による恣意的な課税を制限している。

現代の憲法においては、福祉国家の理念のもとに財産権に制限を加えることが一般的であり、日本国憲法でも、財産権の内容は**公共の福祉**に適合するようになるものとされている。ただし、土地収用など、私有財産を公共のために用いる場合、正当な補償が必要となる。

## 大日本帝国憲法下の不平等

個人を尊重するためには、個人が平等に扱われることが欠かせない。大日本帝国憲法には、平等に関する一般的な規定は存在せず、第二次世界大戦前の日本には、**華族**という特権的な身分が存在した。また、選挙権は男性にのみ認められ、民法では女性が低い

### 判例⑦ 死刑囚の再審請求

1975年に白鳥事件で最高裁が「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は再審開始の決定にあたっても適用される」と新判断を打ち出して以来、確定した判決に対して多くの再審請求が認められた。

1979年に財田川事件で、日本の裁判史上はじめて死刑囚にも再審請求が認められ（84年に無罪判決）、免田事件では、1983年に再審による無罪判決が言い渡された。

### 判例⑧ 死刑の合憲性

最高裁は、死刑の合憲性が争われた裁判で、生命に対する国民の権利といえども公共の福祉の面から制限され、死刑そのものがただちに憲法第36条で禁ずる残虐な刑罰には該当しないとした（1948年）。

国際的な潮流は死刑廃止に向かいつつあり、1991年に**国連死刑廃止条約**も発効したが日本は未批准である。

### 判例⑨ 森林法事件

森林法が、共有林の分割請求に制限を設けていたことについて、1987年に最高裁は、この制限が合理性と必要性を欠くとして、憲法第29条に違反し無効とした。

### 判例⑩ 薬事法違憲訴訟

最高裁は、憲法第22条を根拠に、薬事法の薬局開設距離制限規定を違憲とした（1975年）。ただし、職業選択の自由について、公共の福祉の立場から制限が設けられることは少なくなく、たとえば医師・調理師・弁護士などは、国の定める資格を必要とする。

▶3 録音等義務づけ 可視化されたのは全事件の数%との批判がある。

▶4 財産権 違憲審査においても、経済の自由は精神の自由に比べて、それを規制する法律について、よりゆるやかな基準で審査されてよいと考えられている。（→p.37注3）

朝鮮半島や台湾を植民地として支配したことに由来する。日系外国人の来日や定住の背景の一つには、日本と本国との経済的な格差がある。在日外国人について議論する際には、なぜ彼らが日本にいるのか、その歴史的経緯や経済的・社会的原因をきちんと理解する必要があるだろう。

## 解説 医学・医療の進歩と人権

生命科学や医療技術の急速な進歩にもなって、生命倫理（バイオエシックス）が問われるようになり、それは人権のあり方にも多くの問題を投げかけている。

かつて医療現場では医療者が最善と考える治療を一方向的に施すことが当然視されていたが、近年はインフォームド・コンセント（十分な説明にもとづく同意）が欠かせなくなっている。そして、その背景には、患者が自らの治療のあり方を選択・決定できるという考え方が（自己決定権）がある。臓器移植、安楽死・尊厳死、自殺、人工妊娠中絶、代理母・代理出産など、生命倫理に関連する主題の多くが自己決定権にかかわる。これらを憲法上どう位置づけるかは課題である。

生命操作につながる先端医療技術の研究の制限と学問の自由との関係も議論となる。また、人間は死と同時に人権享有の主体でなくなると考えられるが、脳死は、まさにその死の定義にかかわる難問である。

- 2000年、ヒト・クローン規制法が制定され、たとえばクローン人間を作り出すことは禁じられている。
- 日本では、臓器移植法（1997年制定、2009年改正）で、「脳死した者の身体」からの臓器摘出を認めているが、脳死を一律に人の死と認めただけではない。

**判例①** ヘイトスピーチをめぐる裁判 民族学校を攻撃する。ヘイトスピーチをとまなう示威活動や、その映像のネット上で公開について、京都地裁は、名誉毀損となり、また人種差別撤廃条約上の「人種差別」に該当するとして、学校側の損害賠償請求と、同校周辺における示威活動をおこなうことの差止め請求を認めた。最高裁も被告側の上告を退け、判決が確定した（2014年）。

**判例②** 自己決定権と医療行為 1998年、東京高裁は、輸血への同意権を自己決定権に由来すると述べ、患者の同意を得ないで医師が輸血をおこなったことを違法とした。最高裁は自己決定権には言及しなかったが、高裁判決の結論を支持している。

**判例③** 安楽死と尊厳死 安楽死について名古屋高裁は1962年、不治の病であること、苦痛が甚だしいこと、本人の真摯な囁託または承認があること、医師の手によることなど、6つの要件をあげて、罪にならないこともあった。また、95年の東海大安楽死事件で横浜地裁は、医師による安楽死が認められる場合がありうるとしながら、本人の意思表示を欠いた、家族のみの同意による安楽死が殺人にあたるとした。

### 深める!

地域で働いたり、暮らしたりしている外国人を取材したり、地方自治体の外国人向けの施策や広報がどうなっているか調べ、改善策を考えよう。

▶ **1** **ヘイトスピーチ** 在日外国人への差別をおおる、街頭での宣伝活動（ヘイトスピーチ）がおこなわれ問題化している。日本にはこのような行為を直接に禁じる法律がなかったが、2014年に国連人権規約委員会や人種差別撤廃委員会から、法的規制をおこなうよう勧告され、これを受けてヘイトスピーチ解消法が制定された（2016年）。表現の自由などとの兼ね合いで禁止規定や罰則規定は置かれなかった。

SDGs を提唱した国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には「ジェンダー平等の実現と女性・女兒のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」とある。また、SDGs はジェンダー平等それ自体を目標 5 として掲げている。SDGs 全般を達成するためにジェンダー平等が欠かせないものとなっているのだ。

### 政治とジェンダー平等

SDGs はすべての人々の政治的な包含の促進

をうたうが、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数 2020」での、日本の政治分野における男女平等度は 153 か国中 144 位である。

日本の女性の政治参画を促進するためには、選挙制度、政党、市民や政治家の意識をどう変えればよいだろう。

### 教育とジェンダー平等

SDGs には「2030 年までに、教育における

ジェンダー格差を無くす」とある。

理系の女子学生や女性研究者をさす「リケジョ」という言葉があり、近年ではリケジョをめざす女子中高生を支援する大学等も多い。一方、2018 年には複数の医大・医学部が入試で女性の得点を低く操作したことが判明した。なぜリケジョは少なく、なぜ女性が入試で不利に扱われたのか。

### 私的領域でのジェンダー平等

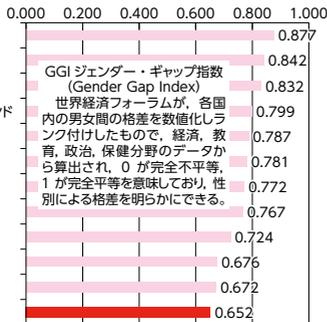
SDGs には「女性及び女兒に対する、公共・私的空間における暴力の排除」や「無報酬の育児・介護や家事労働への認識・評価」も示されている。日本でも、監護者わいせつ罪等を盛り込んだ刑法改正や、配偶者暴力防止法の制定・改正などが進められてきたが、十分ではないという指摘も強い。

また、育児休業法が制定され 30 年を経ても、男性の育児休業取得者割合は約 7.5% (女性は約 85%) ときわめて低い。それは性別役割分業意識や、職場でのジェンダー不平等とどう関係するのだろうか。

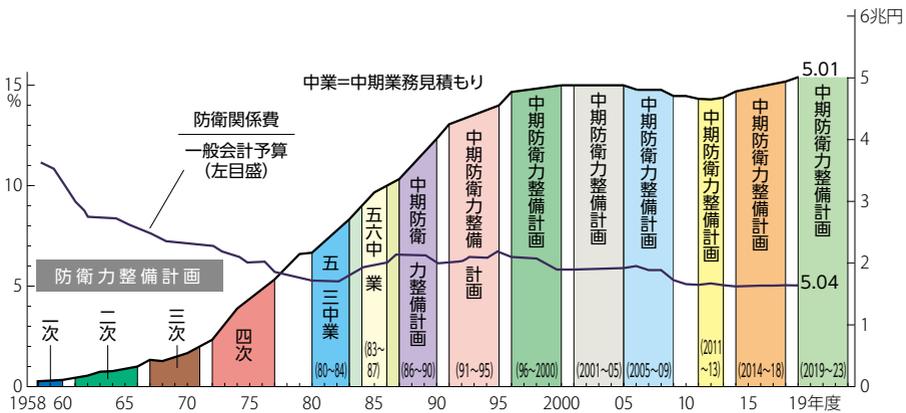
### SDGs と LGBT の人々

ジェンダー平等と性的少数者 (LGBT) はどうかかわるのか。たしかに SDGs には LGBT の人々に関する明示的な言及はない。それは同性婚どころか、同性間の性的関係すら法的に禁じ、社会的に排斥する国のある国際社会の現状の反映だ。

だが「誰も置き去りにしない」ことを基本理念とする SDGs が LGBT の人々を排除することは考えられないだろう。



**1** おもな国の女性の社会進出度順位 日本の総合スコアは 0.652、順位は 153 か国中 121 位 (前年は 149 か国中 110 位) であった。(「Global Gender Gap Report 2020」)



5 防衛費の推移 (『防衛ハンドブック 2019』)

て、次のような安全保障政策の原則を表明してきた。

それは、<sup>1</sup>個別的自衛権<sup>2</sup>にもとづく専守防衛を基本方針として、<sup>1</sup>①非核三原則<sup>2</sup>(「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」)<sup>3</sup>の堅持、<sup>4</sup>②文民統制(シビリアン-コントロール)<sup>4</sup>の確立、<sup>5</sup>③自衛隊の海外派兵の禁止、<sup>6</sup>④集団的自衛権<sup>4</sup>の行使の禁止、<sup>5</sup>⑤徴兵制の禁止、<sup>6</sup>⑥防衛費のGNP(国民総生産)比1%<sup>5</sup>枠の設定、<sup>7</sup>⑦武器輸出三原則(共産圏や、国連決議で武器の輸出が禁止されている国、国際紛争の当事国またはその恐れがある国に対して、武器輸出を認めない)の厳守、などである。

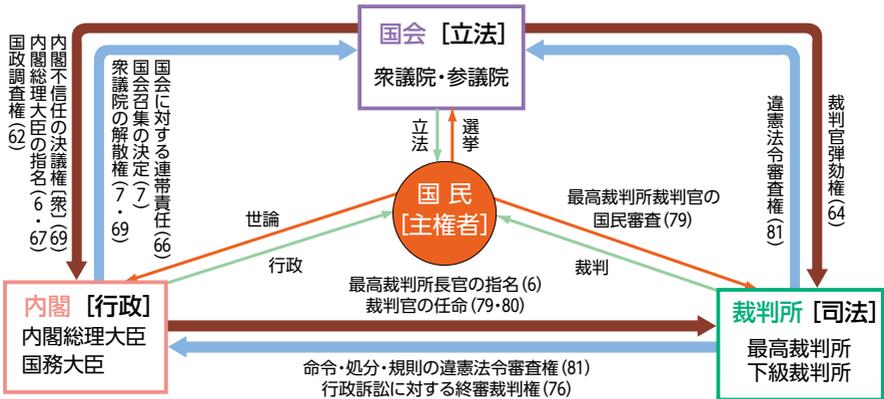
ところが、現実には在日米軍による核持ち込みが日常的におこなわれていただけでなく、1983年にはアメリカに対する武器技術の供与が武器輸出三原則の例外として認められ、また87年には防衛費がGNP比1%枠を突破し、この1%枠が撤廃されるなど、従来の安全保障政策の原則が1980年代には大きく変更された。自衛隊はその予算規模や装備のハイテク化などにおいて、アジアで突出した「自衛力」をもつにいたった。

- ▶ 1 個別的自衛権 ある国が他国から武力攻撃を受けた場合、自国を防衛するために実力を行使しうる権利。
- ▶ 2 非核三原則 政府見解としては、自衛のための必要最小限度をこえない限り、核兵器の保有も合憲であるとの立場をとり、非核三原則は政府の政策的な選択であることを強調している。
- ▶ 3 シビリアン-コントロール 軍隊の独走を防ぐために、文民からなる政府や議会が軍隊を民主的に統制すること。
- ▶ 4 集団的自衛権 自国が直接武力攻撃を受けていなくても、同盟国に対する武力攻撃を自国への攻撃とみなし、相手国に反撃する権利。たとえば、自国と密接な関係にあるA国が自国の領域外で攻撃を受けた際、自国軍がA国軍とともに応戦する場合。日本政府は憲法第9条との関係から個別的自衛権は行使できるが集団的自衛権は行使できないとしてきたが、2014年に閣議決定をもってこれまでの憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使を一部可能とした。(→p.63)

# 8. 日本の政治機構



- ・国会と内閣のもつ権限はどのようなものか
- ・司法権の独立はなぜ保障されているのか



1 日本国憲法下の政治機構 ( ) 内の数字は日本国憲法の条項数を示す。

## 国会の位置づけ

日本国憲法は第 41 条で「国会は、**国権の最高機関**であつて、国の**唯一の立法機関**である」と定めている。国会が立法機関であることを憲法上で保障するだけでなく、主権者である国民の代表が構成する国会を「国権の最高機関」とすることで、国民主権を保障し、国会が国政の中心（**国会中心主義**）であることを明示している。

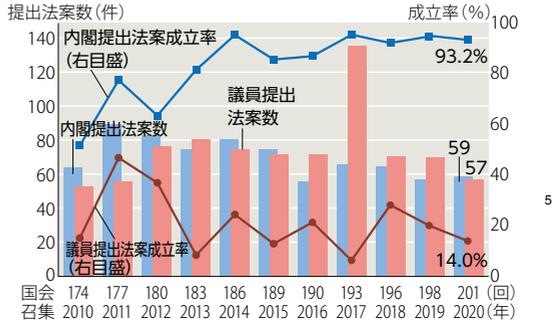
## 国会の組織と権限

国会は**衆議院**と**参議院**から構成される**二院制**のシステムを採用している（第 42 条）。二院制は、審議を慎重におこなえる、選挙制度を変えることによってさまざまな人材の参画が可能になる、衆議院の解散中には、参議院だけで国会の機能を果たすこともできる、などの利点がある。ところが、参議院における会派構成が衆議院と似ていると「衆議院のカーボンコピー」であるとの批判を受け、一方で衆議院と参議院の会派構成が異なると衆議院と参議院の議決が一致せず（**ねじれ国会**）、どちらが国民の意思を代弁するのかということや、国会としての議決に時間がかかって国会の機能が**阻害**されることなどが、二院制の問題点として指摘されている。

国会には以下のような権限がある。

1) **立法府としての権限** 国会は①法律の制定（第 59 条）、②予算の議決（第

60条)や財政に関する議決(第83条),③条約の承認(第61条),④憲法改正の発議(第96条)などの権限を立法院として持っている。また,両議院は国政について証人の出頭・証言,記録の提出などを求める**国政調査権**(第62条)などの権限も持っている。



2 通常国会での議員立法数と内閣立法数の推移 内閣提出法案の成立率は,議員提出法案の成立率より常に高い水準で推移している。(内閣法制局資料)

## 2) 行政府への権限 国会は,

行政権をもつ内閣に対し,①委員会,本会議における質問権,②内閣の提出する予算の議決権,③衆議院による内閣不信任決議権(第69条)をもっている。これは内閣が「国会に対し連帯して責任を負ふ」(第66条第3項)という議院内閣制を担保するものである。

## 3) 司法院への権限 国会は弾劾裁判所を設置し,不適切な裁判官を罷免する権限も持っている。これも三権分立の実現に寄与する。

### 解説

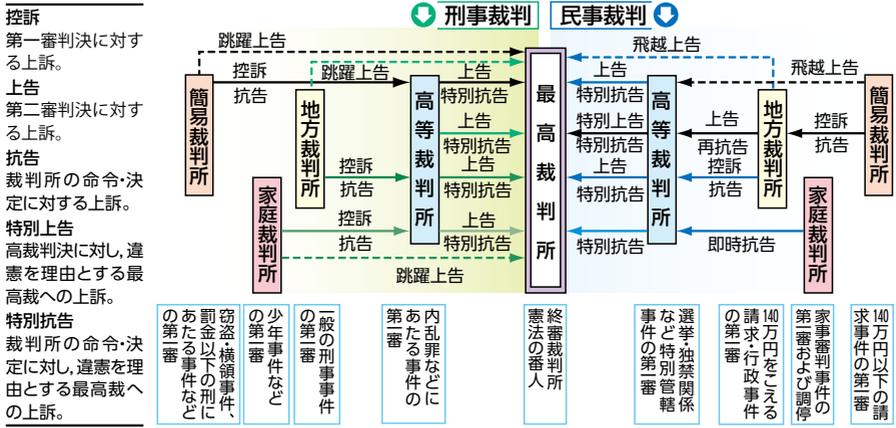
### 議案の審議における委員会主義と衆議院の優越

議案は,各議院の議長に内閣から提出または所属議員から発議され,まず委員会で審議される。両議院には17の常任委員会と国会ごとに設置される特別委員会とがある。委員会で問題点の指摘や修正がおこなわれたのちに本会議で審議される。本会議で可決された議案はもう一方の議院に送付され,同じように審議

されたのちに議決されるが,両議院の議決が一致しない場合や一定期間においても未議決の場合は,両院協議会が開かれる。それでも合意がなければ,予算議決・条約承認・首相指名の場合は衆議院の議決が国会の議決となる。法律案の場合は衆議院で再議決し,3分の2以上の賛成があれば可決される。

- ① 議案は参議院から審議されることもあるが,予算案は衆議院が先議権もっている。
- ② 場合によっては,当事者や学識経験者から意見を聞く**公聴会**が開かれる。
- ③ 国会閉会中を除いて,予算・条約は30日以内,総理大臣の指名は10日以内に参議院の議決がない場合をいう。ただし法律案は60日以内に議決がないと否決したものとみなされる。
- ④ 各議院10人ずつの議員で構成される。予算の議決,条約の承認,内閣総理大臣の指名などで両院の議決が異なったときには必ず開かれるが,法律案の場合の開催は任意である。

▶ 1 内閣不信任決議権 参議院にも内閣の責任を追及するための**問責決議**という方法があるが,法的な拘束力はなく,可決されても内閣が総辞職するわけではない。



7 裁判制度 知的財産権に関する事件を専門に扱う知的財産高等裁判所が東京高裁内に置かれている。

## 日本の裁判制度

日本の裁判所は、**最高裁判所**と**下級裁判所**（**高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所**）で構成されている。

裁判は**民事裁判**と**刑事裁判**に大別され、民事裁判は、私人間の生活に関する紛争についての裁判であり、刑事裁判は、法律に定める犯罪があった場合、公益を代表する検察官が被疑者を裁判所に起訴し、裁判官が検察官・被告人・弁護人の申し立てを聞き、証拠調べをして判決を下す裁判である。このほか、国民が国・地方公共団体による行政上の行為を違法として取り消しを求めたりする訴訟を**行政裁判**というが、これは民事裁判の一種である。これらの裁判で、判決に不服がある場合は、上級の裁判所に再度審議と判決を求めることができるが、3回目で最終審となり確定する（**三審制**）。しかし、確定した裁判でも、合理的な疑いがあるような新証拠や新証人が出てきた場合には、裁判のやり直しを請求する**再審請求制度**がある。

また裁判は誰でも**傍聴**が可能であるが、これは裁判の公開原則（第82条第1項）によるものである。しかし、「裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合」には、公開されない。

▶ 1 下級裁判所の数 高等裁判所は全国8か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）、地方裁判所と家庭裁判所は50か所（北海道4か所と各都府県1か所ずつ）、簡易裁判所は全国に438か所ある。

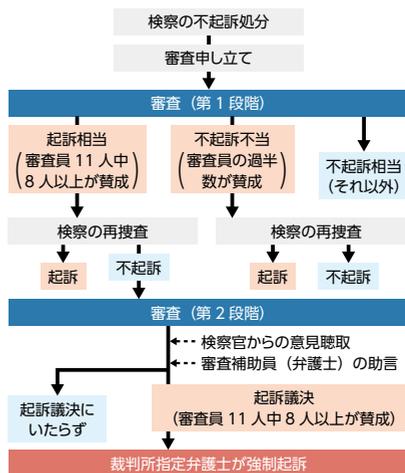
▶ 2 裁判当事者の呼称 民事裁判では訴えを起こす側を**原告**、訴えられる側を**被告**といい、双方とも私人である場合と、被告が国・地方公共団体などの行政機関である場合（行政裁判）がある。刑事裁判では検察官が原告となり、**被告人**の罪を立証する。

年月	事例	争われた法律	根拠	判決要旨	判決後の措置
1973.4	尊属殺人の重罰規定	刑法	憲法第 14 条 (法の下平等)	重罰規定は不合理な差別的あつかい	1995 年の刑法改正で規定を削除
1975.4	薬局開設距離制限規定	薬事法	憲法第 22 条 (経済の自由)	距離制限は非合理的で無効	距離制限規定を削除
1976.4	衆議院議員定数配分規定	公職選挙法	憲法第 14・44 条 (法の下平等)	72 年総選挙時の 1 票の重み 15 倍以上の格差は投票価値の平等に反する	公選法別表の定数配分は改正されず。国会審議へ
1985.7	衆議院議員定数配分規定	公職選挙法	憲法第 14 条 (法の下平等)	4.40 倍の格差は違憲選挙は有効	1986 年定数は正その後も格差は深刻
1987.4	共有林の分割制限	森林法	憲法第 29 条 (財産権の保障)	森林法 186 条の分割制限規定は立法目的に照らし適切に不合理的	森林法の改正 (1987 年)
2002.9	配達遅れに対する国の損害賠償免除規定	郵便法	憲法第 17 条 (国家賠償請求権)	国の免責規定は合理性がなく違憲・無効	2002 年に法改正
2005.9	在外日本人選挙権制限規定	公職選挙法	憲法第 15 条など (選挙権の保障)	選挙権の行使を制限するのは違憲	2006 年に法改正
2008.6	嫡出でない子の国籍取得規定	国籍法	憲法第 14 条 (法の下平等)	父母の結婚等を国籍取得要件とするのは違憲	2008 年に法改正
2013.9	嫡出でない子の法定相続分規定	民法	憲法第 14 条 (法の下平等)	嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする規定は違憲	2013 年に法改正
2015.12	女性再婚禁止 6 か月規定	民法	憲法第 14・24 条 (法の下平等・両性の本質的平等)	女性のみ離婚後の再婚禁止期間があり、その 100 日をこえる部分は違憲	2016 年に法改正

9 最高裁が法律に対して下した違憲判決 違憲判断の方法には、法令そのものを違憲とする法令違憲と、法令自体は合憲でも、その事件に具体的に適用される限りにおいて違憲とする適用違憲とがある。

検察庁によって不起訴と判断された事件<sup>1</sup>について、犯罪被害者等からの申し立てによって起訴・不起訴の判断の妥当性を審査するもので、11 人の審査員は有権者から無作為にくじで選ばれ、国民の司法参加の機会になっている。2009 年から検察審査会の議決への法的拘束力が付与され、同一の事件で起訴相当と 2 回議決された場合には、必ず起訴（強制起訴<sup>2</sup>）されることになった。

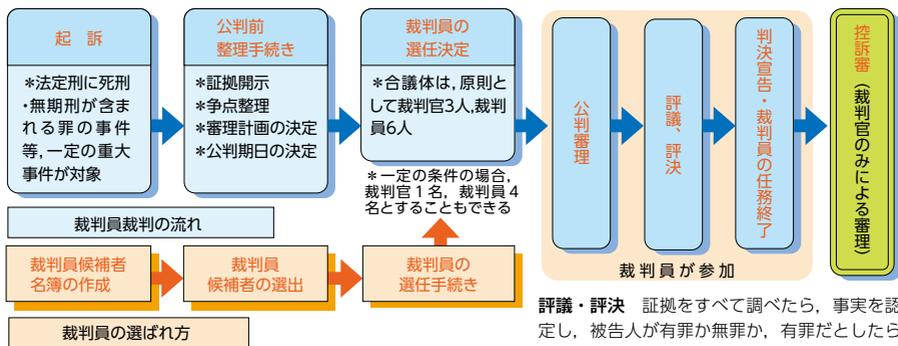
1999 年以来、国民の司法参加を含め



#### 10 検察審査会の流れ

▶ 1 起訴と判断された事件 たとえば刑事事件では、起訴数は全事件中の 31.0%であるが、起訴されると 97.2%が有罪判決（司法統計、2017 年度）になっている。

▶ 2 強制起訴 この場合、裁判所が指名した弁護士が検察官にかわって原告となり、起訴する。



評議・評決 証拠をすべて調べたら、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にすべきかを裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)。

### 11 裁判員制度の選任手続きから公判までの流れ

て、司法制度全般の見直しと改革がおこなわれている。諸外国に比べて少ないといわれる法曹人口を増やす目的で法科大学院(ロースクール)が開設されたり、国民が気軽に利用

制度	陪審制	参審制
参加の形態と権限	無作為に選ばれた陪審員が、裁判官から独立して事件を審理し、全員一致で有罪・無罪の評決を下す。陪審員はその事件に決着がつけば解任される。裁判官は理由なくその決定を拒否できない。	国から任命された参審員が、職業裁判官といっしょに裁判にあたる。参審員は、単に意見を述べるにすぎないものから、裁判官と同じ決定権をもつものである。
実施国の例	アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、メキシコなど	ドイツ、中国、イタリア、フランス、オランダなど

### 12 陪審制と参審制の特徴と実施国の例

できる法律相談窓口として、都道府県庁所在地を中心に50か所の法テラス(日本司法支援センター)が設置されたりしている。

その改革のなかで2009年から施行された裁判員制度も、国民の司法参加を促す制度になっている。一般に国民が裁判にたずさわる方法として、陪審制度と参審制度がある。陪審制度はアメリカなどで導入されており、一般市民から選ばれた陪審員が裁判の有罪・無罪を判断するもので、参審制度は、一般市民と職業裁判官の合議で、裁判の有罪・無罪や量刑を決定するものである。日本では、裁判員制度という独自の形で、国民の司法参加がおこなわれている。有権者から無作為にくじで選ばれた6人の裁判員が、一定の要件を満たす刑事裁判における有罪・無罪と量刑について、3人の職業裁判官と合議して決定するものであるが、裁判員の心理的な負担や、判決の妥当性などについて、国民の間からは疑問の声もあがっている。

深める!

国民の司法参加の意義と問題点について整理してみよう。

▶3 裁判員の心理的負担 裁判員を務めた人が、遺体の写真を証拠物件として見たことで急性ストレス症になったとして、国家賠償を求める訴訟を起こしたが、認められなかった。

未成年者は「少年」として扱われ、触法行為に対しては少年法の対象となる。そこでは原則として家庭裁判所での処置が下され、「未来ある存在」としての少年の保護更生がめざされている。量刑についても、犯罪を犯したときに18歳未満であれば、死刑をもって処断すべき場合も無期刑となり、無期刑をもって処断すべき場合でも、20年以下の有期刑とすることができる。このように量刑の軽減措置がとられている。

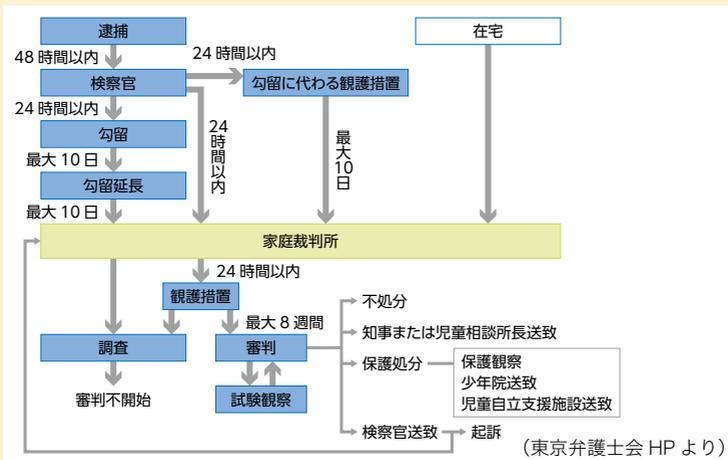
しかし、2000年の改正で16歳以上からだった刑事処分の可能年齢が14歳以上となり、2007年の改正では少年院送致の対象が14歳以上からおおむね12歳からとなった。2014年の改正では18歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を15年から20年に、不定期刑も5年～10年を10年～15年に引き上げるなど、改正によ

て厳罰化が進んでいる。

犯罪の低年齢化や凶悪化といわれることが多いが、統計的には犯罪件数、犯罪率ともに低下していることからその正当性についての議論もある。

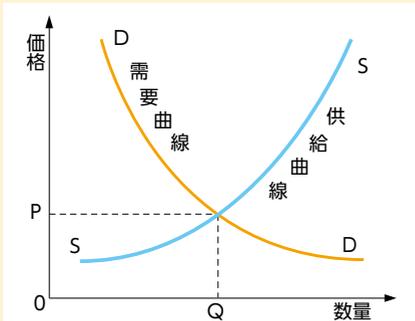
少年法による少年事件の審判の非公開と少年の実名報道の禁止は、少年の保護として重視されているが、日本国憲法の保障する表現の自由との対立もある。また近年のインターネットの発達により、被疑者の実名どころか家族構成・住所・写真などが不特定の個人により公開されてしまう「晒し（さらし）」がおこなわれると、被疑者やその家族の人生に大きな影響を及ぼすことになる。

2022年4月からの民法の成年年齢引き下げとともに、少年法の対象年齢の引き下げも検討されているが、18～19歳は更生の可能性が高い年齢であるという主張から慎重意見も多い。



少年事件における刑事手続き

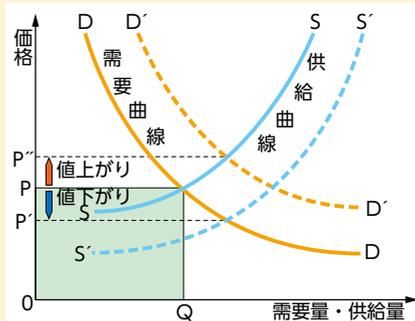
5  
10  
15  
20



1 価格と需要量・供給量との関係

需要量は価格が高くなれば減少し、安くなるほど増加する。そのため、**需要曲線** (DD) は右下がりとなる。逆に、供給量は価格が高くなれば増加し、安くなれば減少する。そのため**供給曲線** (SS) は右上がりとなる。

需要曲線と供給曲線の交点 (P) が需要量と供給量の均衡<sup>きんこう</sup>する価格である。このPの価格を**均衡価格**という。



2 需要量・供給量の変化と価格

需要側、供給側の条件が変わると需給関係が変化し、**需給曲線**はシフト (移動) する。

たとえば、好天に恵まれて農作物が豊作になると、供給が増えて供給超過となり (供給曲線がSSからS'S'にシフト) 価格が下がる。またある商品の人気が高まると需要が増えて需要超過となり (需要曲線がDDからD'D'にシフト) 価格が上がる。

5

15

20

産できる企業に生産が集中することで、消費者はより安く購入できる機会が増える。

つまり、こうした市場を通じた競争は、社会全体で見れば、もっとも安く生産できる方法を選択するための手段となっている。消費者が安い商品を選ぶという自発的な行動が、より効率的な生産方法を市場に残す圧力となり、より良い生産方法の選択となる。価格メカニズムがうまく機能すれば市場は社会全体の効率を高めることができ、より多くの経済的な豊かさをもたらす。

ただし、市場は限られた資源をより効率的に配分する機能をもっているが万能ではない。価格メカニズムには限界もあり、市場が効率的に機能しない場合がある。そのような場合を「**市場の失敗**」<sup>Market Failure</sup>とよぶ。市場が失敗する理由はいくつかあり、公共財を供給するケース、**外部経済** (外部効果) が発生しているケース、独占的な市場のケース、財・サービスに対する情報が需要者と供給者で非対称なケースが知られている。

公共財

**公共財**とは、一度に多くの人が利用でき、かつ利用料金を払わない人を排除できない財のことである。

公共財の典型例は灯台である。灯台の光は付近を航行するすべての船舶が同時に利用でき、誰かが利用していても同時に他の人も利用可能である。しかも、誰が灯台の光を使っているかを調べることは困難で、利用に応じた料金の徴収は不可能である。

- 5 このような財は、自分以外の誰かが作れば自由に利用できるため、誰もがフリーライド (ただ乗り) <sup>Free Ride</sup> しようとして、自分では費用負担をしなくなる。つまりより少ない負担で自分の豊かさを増やそうとする消費者の行動が、より効率的な生産を導くのではなく、どの企業も存在できないような圧力になってしまうのである。その結果、市場が成立しなくなる。

- 10 **外部経済** 公共財ほど極端ではないが、自分の得る便益<sup>べんえき</sup>や自分が発生させる損失の一部を負担せずにすむケースでも、市場は望ましい資源配分を実現できなくなる。自分で費用を負担しない便益や損失を**外部経済 (外部効果)**とよぶ。他の経済主体の活動の結果、自らの負担なしで利用可能な便益を**正の外部効果**、補償なしに受ける損失を**負の外部効果 (外部不 (負) 経済)**とよぶ。<sup>1</sup>

- 15 負の外部効果の典型例は**公害**<sup>p.162</sup>である。企業が、財の生産にあたり汚染物質を河川や大気中に放出すれば、近隣の住民の生活に悪影響を与える。しかし、企業が市場で支払う費用は、原材料費や人件費などだけで住民への悪影響という社会的コストは反映されない。そのため、公害を発生させる商品の製造費用は安すぎることになり、過剰に生産・消費される。

- 20 逆に、正の外部効果の場合も、市場はうまく機能しない。たとえば、山林は治水効果をもち、洪水の発生を抑えることができる。この便益は社会的に良い影響をもたらす (外部経済) が、その便益は木材の購入者には提供されない。そのため、市場での山林の価値は社会的価値を下回り、木材が過剰に伐採されてしまう。

25 このように外部効果があるときに、市場で選択される資源配分が必ずしも社会的に望ましい状態とならないのは、消費者の便益や生産者の費用が価格に十分に反映されないからである。公共財と異なり、市場そのものが成り立たないわけではないが、市場で決まる資源配分を修正する必要がある。

▶ 1 **外部経済** 自分が得る便益や発生させる損失が、市場で決定される価格に反映されないという意味で、市場の外部で発生するため「外部」経済とよんでいる。

とで売り手の競争を促すことである。しかし、買い手が十分な情報がなければ、適正な競争が成立せず市場の効率性が損なわれる。

典型的なケースが中古車市場である。買い手は、車種・年式・走行距離などを知ることはできるが、事故歴や故障の発生状況などを完全には知ることができない。売り手は商品に欠陥があっても、他の優良な中古車と同じ値段で売ろうとすることができる。

そうした状況では、不良品を買ってしまった買い手が損をするだけでなく、潜在的には中古車を欲しいと思う買い手の市場参加を阻害する。極端なケースでは買い手は誰も取り引きに参加しようとしなくなり、市場が成立しなくなる可能性まである。

### 市場の失敗と 政府の役割

市場の失敗では、望ましい資源配分を達成するために政府による経済活動への介入が重要となる。

政府の重要な役割の一つが公共財の供給である。市場では便益を受ける人に対価を支払わせるしくみがないため、公共財は自発的には供給されなかった。それに対し、政府は、税という経済資源を強制的に徴収しているため、それを財源とした公共財の供給が可能である。

### 解説 消費者運動と消費者主権

商品やサービスを最終的に選択し、購入し、利用する主体は、多くの場合その立場が弱い「消費者」である。消費者が、企業などの不正の被害者となる消費者問題はあとを絶たない。戦後日本では、薬害や有害食品問題のあいつぐ発生などに対して、消費者運動が展開されてきた。

その成果として、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができるクーリング・オフ制度、不当な契約の取り消しを認める消費者契約法、欠陥商品に対する賠償責任を負うことを定めた製造物責任法（PL法）などが制定された。

現代の日本は、高齢社会が進展するとともに、情報化やグローバル化が急速に進み、消費者を取り巻く環境も大きく変化している。また、これにともない、消費者問題の多様化・複雑化・ポータレス化もさげられない。これに対し、消費者が自らの意思で商品やサービスを選択し、消費者が生産のあり様を決定する、いわゆる消費者主権の確立の必要性が主張されている。消費者主権の確立には、消費者一人ひとりの自立とその主体的な行動が、欠くことのできないものとして求められる。

① 2000年に制定された消費者契約法は、契約時に事業者にも不適切な行為があった場合、契約を取り消すことができることを定めた。2006年改正によって、消費者団体訴訟制度が導入されている。



# THEME

## 経済体制の変容と経済思想



市場の発展と経済学の誕生／市場の限界と社会主義の誕生／市場の限界とケインズ経済学／政府の失敗と新自由主義／21世紀の経済体制

### 市場の発展と経済学の誕生

社会のしくみとしての経済が重要になったのは、18世紀後半からはじまった産業革命によって大規模な生産ができるようになってからである。

産業革命の出発点は、17世紀から18世紀に西欧諸国であいついだ市民階級による諸革命である。国王や貴族によって支配されていた土地や人が解放され、市民の財産権（所有権）と自由な取り引きの権利が確立された。市場での自由な取り引きと利潤を求める競争に特徴づけられる経済体制は**資本主義**とよばれる。

産業革命の原動力は、イギリスにおける蒸気機関の発明と実用化である。これにより機械の発明と改良が連続して起こり、生産性は飛躍的に高まり、大量の商品が生産されるようになった。生産規模が拡大していくと工場や設備などの生産手段を所有する**資本家**が誕生した。生産過程は分業化され、市場での取り引きは複雑化していった。

市場での経済取引が活発になると、経済のしくみ、経済と個人のかかわりに対する

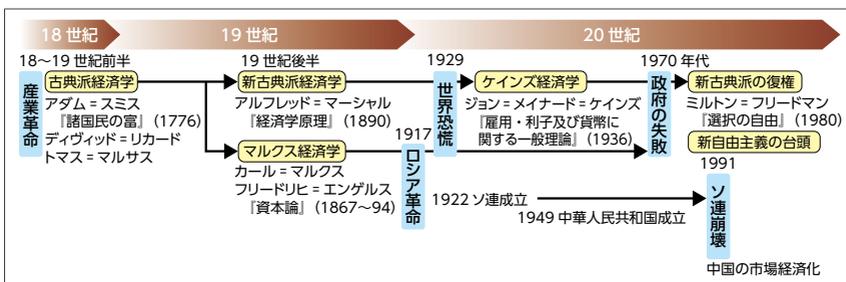


### 資料

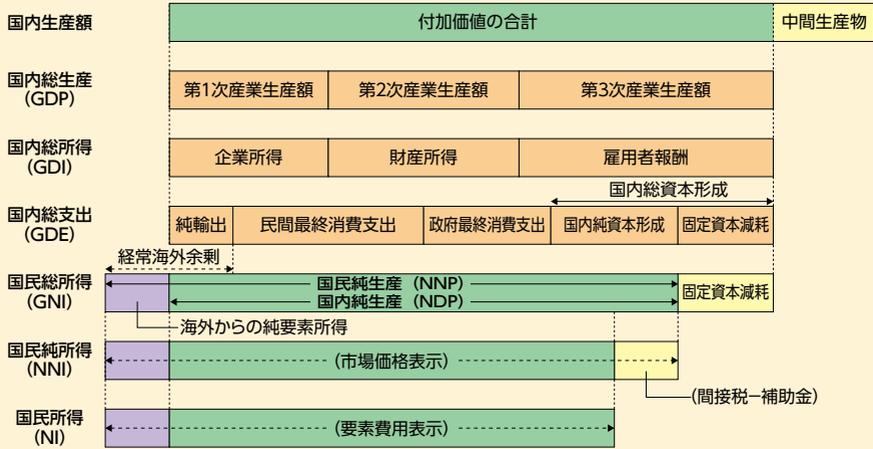
**1 アダム＝スミス** イギリスの道徳哲学者。富の源泉を労働に求める労働価値説を確立した。個人の自由な経済活動が重要であると主張し、経済学の出発点をうちたてた。名著『諸国民の富』（『国富論』）、1776年刊。

《諸国民の富》 外国の産業よりも国内の産業を維持するのは、自分自身の安全を思っていることである。そして、生産物が最大の価値を持つように産業を運営するのは、自分自身の利得のためなのである。だが、こうすることによって、かれは、ほかの多くの場合と同じく、……見えざる手に導かれて、自分では意図してもしなかった一目的を促進することになる。

関心が高まり、経済学が誕生した。この初期の経済学は、**古典派経済学**とよばれる。イギリスの**A.Smith** **アダム＝スミス**は『諸国民の富』において、工場における「分業」と「熟練」により生産性が向上することを指摘した。分業によって多様化する生産活動は市場と**invisible hand**という「見えざる手」によって調整されるため、自分の利益を求める自由こそが調和的



### 2 経済思想の変遷



GDPとは「一国で生産された付加価値の合計」であるが、経済の実態を把握するためには、その内訳を見ることが重要である。その内訳の分け方によってGDPの異なる側面が計測される。どのような財・サービスが生産されたかに注目した「生産面」、生産された価値が誰の所得となったのかに注目した「分配面」、生産された価値がどのような目的に使われたかに注目した「支出面」の3つの見方が特に重要であり、GDPの三面とよばれる。分配面で見たとGDPは国内総所得(GDI)、支出面で見たとGDPは国内総支出(GDE)とよばれる。この3つの側面は、GDPを異なる内訳に分けて計測しただけであり、結局は等しくなる。これを三面等価の原則という。

また「一国で生産された付加価値」の計測には、内訳だけではなく総額そのものの計測の方法にも、いくつかの代替的な尺度が存在している。

GDPは、生産活動による設備等の劣化を示す固定資本減耗分を含んでいるため国内「総」生産とよばれるが、生産額から固定資本減耗分を差し引いたものは、国内「純」生産(NDP)となる。また、GDPに、海外での日本人の生産活動への貢献である「海外からの純要素所得(所得の純受け取り)」を加えると、「国民総所得(GNI)」となる。GNIは、かつては国民総生産(GNP)とよばれ、各国の生産活動のもっとも重要な指標であった。

さらに、GDPでは生産された付加価値は、市場で取り引きされる価格で評価されており「市場価格表示」とよばれる。しかし、市場での価格は、消費税などの間接税や補助金の影響で、経済的な価値とは食い違う可能性がある。そこで、こうした間接税や補助金の影響を除くために、市場価格のGDPから(間接税-補助金)を差し引いたものを「要素費用表示」として計測している。

一国経済の状況を正しく把握するには、生産面・分配面・支出面のいずれを見るのか、固定資本減耗分・海外での所得・間接税や補助金を含めるのか、を意識して適切な尺度を選ぶ必要がある。

最初の現金預金額を100万円、支払準備率を10%（支払準備金が10万円）とした場合、A銀行は90万円まで貸し出すことができる。この90万円がB銀行に預金されると、B銀行は81万円を貸し出すことが可能になる。こうして、各銀行が手形や小切手などのかたちで預金を活用したとすると、預金は増え続け、総額は、最初の現金預金額の10倍にも達する。

この場合、預金額の合計は理論的には  
 最初の預金額 × (1 ÷ 支払準備率)

として求められ、最初の預金額を除いた900万円が新たに信用創造されたことになる。

	新預金	支払準備金	新貸し付け
A銀行	100万円	10万円	90万円
B銀行	90	9	81
C銀行	81	8.1	72.9
D銀行	72.9	7.29	65.61
⋮	⋮	⋮	⋮
合計	1,000万円	100万円	900万円

$$100万 \times \frac{1}{0.1} = 1,000万$$

$$1,000万 - 100万 = 900万$$

現金通貨や預金通貨などの通貨量の残高を、<sup>money stock</sup> マネー-ストック▶1という。マネー-ストックの増減は物価の変動と関係する。

間接金融と直接金融

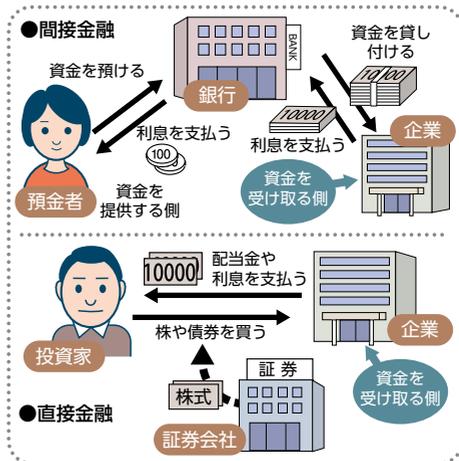
手持ちの資金をすぐには使わないで蓄えておこうとする人がいる一方、手元に資金はないが今すぐ何かに使いたい人がいる。この両者の間で資金の融通ゆうずうをするのが金融である。

金融には、銀行など金融機関を介して資金の貸借をおこなう間接金融と、企業が株式や社債の発行で資金調達をしたり、政府が国債を発行して財政資金をまかなったりする直接金融がある。

間接金融では一般に、資金の貸し手（預金者）一人ひとりが貸し出せる額は少なく、短期での返済を望む人が多い。また、貸し手にとっては、借り手の返済能力を判断するのはむずかしいことが多い。一方、設備投資の資金を借りたい企業や住宅資金を借りたい個人は、多額の資金を長期間借りたいと考えている。銀行などの金融機関は、多数の預金者から少額の資金を集め、これを多額の貸出金にまとめ、長期間貸し出す機能を果たしている。また、金融機関は資金を貸し出す際には、借り手の返済能力などを審査する。間接金融の場合、貸し倒れのリスクを負うのは資金の貸借を仲介する金融機関である。

▶1 マネー-ストック 一般法人・個人・地方公共団体などが保有する通貨量で、従来マネー-サプライとよばれてきた。2008年、ゆうちょ銀行の発足などにあわせて、日銀が指標などを見直し、名称も変更した。

銀行は、普通預金などを受け入れ（預金業務）、企業や個人に資金を貸し付ける（貸出業務）。また、振り込みなどにより代金支払いなどの決済業務をおこなっている（かわせ為替業務）。一方、預金は受け入れず、社債の発行や銀行などで借り入れた資金を貸し付ける消費者金融会社や信用販売会社（信販会社）などのノンバンクも、金融機関の一種である。



1 間接金融と直接金融

直接金融には、映画の制作や新規開発など特定の事業の資金を得るために、インターネット経由で不特定多数の人から出資してもらうクラウドファンディングcrowd fundingも含まれる。直接金融の場合、金融機関による審査や仲介がなく、出資者は自ら判断して投資するため、貸し倒れのリスクを負う。

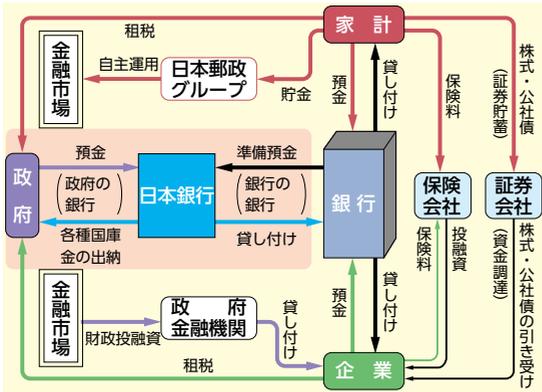
## 金融市場と金利

金融においても、財・サービス市場と同様に市場が成立する。資金の借り手と貸し手が取り引きする場を**金融市場**という。

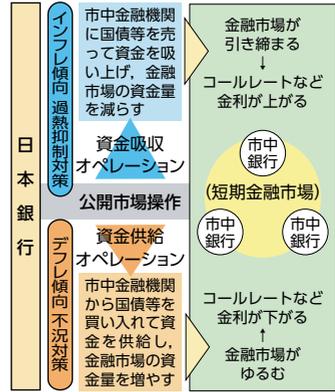
金融市場は、資金の貸し借りの期間により、**長期金融市場**と**短期金融市場**に分けられる。株式市場や債券市場は、長期金融市場である。短期金融市場のうち、金融機関だけが参加する市場を**インターバンク市場**という。ここでは貸し出しが多く、資金が不足する金融機関が需要者になり、余剰よじょうの資金をもつ金融機関が資金の供給者となる。インターバンク市場のうち、一時的な資金の過不足を調整する市場を**コール市場**という。

一般に、金利は、借入期間が長期にわたる方が高く、短期の場合は低い。住宅ローンなど用途が限定されている借入金の金利は低く、用途の限定がない借入金の金利は高い。また、多額の資産があったり、長期間安定的な収入を得ていたりなど、貸し倒れのリスクが低い人への貸出金利は低くなる。

金利は、一定期間後に支払う金額を決めたもので、物価の上昇が考慮されていない金利（名目金利）と、物価を考慮して返済の負担を示す実質金利（名



2 銀行を中心に見たお金の流れ



3 日本銀行による公開市場操作

目金利－物価上昇率) がある。

## 中央銀行と金融政策

一国の金融組織の中心として、通貨発行の独占的権限などをもっているのが**中央銀行**である。日本の中央銀行は**日本銀行 (日銀)**である。Federal Reserve Board

**FRB** (連邦準備制度理事会) はアメリカ、European Central Bank 1882 (明治15) 年設立 1913年設立

**ECB** (ヨーロッパ中央銀行) はEU、イングランド銀行はイギリスのそれぞれ中央銀行である。 5

中央銀行としての日銀には、3つの機能がある。第一に、「**唯一の発券銀行**」として銀行券を独占的に発行している。第二に、「**政府の銀行**」として国庫金の出納をおこなっている。第三に、「**銀行の銀行**」として、市中金融機関から預金を受け入れたり、市中金融機関が手持ちの資金に不足をきたしたときに融通したりしている。また、金融機関が経営危機におちいたり破綻したりしたときには、預金者の預金引き出しに応じるために緊急融資をおこなうなど、金融システムを維持する役割も担っている。これを、「**最後の貸し手**」機能という。 10

日銀は「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展」(日本銀行法第2条)を実現するため、**金融政策**を担い、通貨および金融の調節をおこなっている。その基本方針は、政府から独立した機関である日本銀行政策委員会の金融政策決定会合で決まる。なお、日銀政策委員会は、総裁1名、副総裁2名、経済金融に関して高い見識をもつとされる6名の審議委員から構成され、メンバーは国会の同意を得て内閣が任命する。 15 20

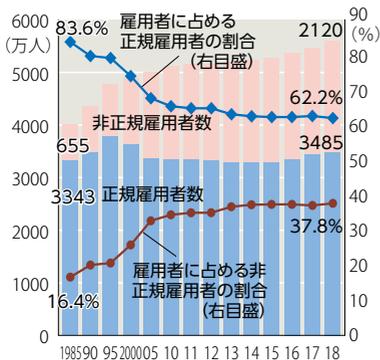
日銀の代表的な金融政策の手段は、**オペレーション（公開市場操作）**である。これは、日銀が金融機関を相手に国債などを売買することによっておこなわれる。日銀が金融機関から国債などを買い入れれば、金融機関が日銀にもつ当座預金残高が増加する。金融機関は増えた資金を金融市場で運用しようとするため、市場への資金供給が増えて金利は低下していく（資金供給オペレーション）。逆に、日銀がもつ国債などを金融機関に売れば、資金が市場から吸収され、金利は上がる（資金吸収オペレーション）。このように、日銀はオペレーションによって金融市場における資金需給に影響を与えることで、政策金利である無担保コールレートをコントロールしている。金融市場における金利が変化すれば、金融機関が企業や個人に貸し出すときの金利に影響し、結果として政策効果が経済全体に波及する。

▶**日本銀行の金融政策**◀ 日銀は、1999年、バブル崩壊後の物価の下落と不況への対策として、無担保コールレートをおおむねゼロ水準に誘導する政策をとった。これを**ゼロ金利政策**とよぶ。2001年から2006年まで、銀行などが日銀にもつ当座預金（日本銀行当座預金）の残高を金融調節の目標とする量的緩和政策が導入された。2013年には、満期までの期間が長い長期国債の購入や、ETF（上場投資信託）などの購入額を増額した量的・質的金融緩和政策を開始した。また、2016年、日銀は金融緩和政策をいっそう推進するため、マイナス金利政策の導入を決定し、日本銀行当座預金の一部にマイナス金利を適用した。この措置により、銀行などが日銀に資金を預ける際には手数料を取られることになったため、企業などへの貸し出しが増加し、景気回復や物価の上昇に効果があるものと期待された。しかし実際は、消費者物価指数の前年比上昇率を2%とする「物価安定の目標」（インフレターゲット）を達成するのは困難であった。

## 金融の自由化

日本では、業務規制によって、戦後の長期間にわたり各種の金融機関の活動が銀行や保険、証券など特定の業務分野に限定されていた。都市銀行や地方銀行が短期資金の貸し出しをおこない、長期資金は長期信用銀行が貸し出すなどのすみ分けも見られた。

▶ **1 日銀の政策手段** 中央銀行には、公開市場操作以外に、公定歩合や預金準備率操作といった政策手段がある。金融自由化以前の日本では、公定歩合が政策金利として重要な役割を担っており、公定歩合の操作によって金融政策が実施されていた。しかし、1994年の金融自由化以降は、市場原理によって金利がうごくように調節がおこなわれるようになり、「公定歩合」という名称も2006年から「基準割引率および基準貸付利率」に変更された。また、預金準備率操作は、すでに多くの国で実施されており、日銀も1991年10月以来実施していない。



6 正規雇用者と非正規雇用者の数と割合の推移 (総務省統計局「労働力調査」平成30年)

こなわれ、1989年に日本労働組合総連合会(連合)や全国労働組合総連合(全労連)が発足した。

この間、情報産業といった新しい産業や中小企業の労働者、非正規の労働者を組合が組織化することができず、大きな課題となっている。

### 日本の雇用と非正規雇用の問題

現在、日本の雇用で問題になってい

ることの一つに非正規雇用の問題がある。

非正規雇用の拡大は、日本的雇用慣行のしくみによる賃金上昇や定年延長が人件費を増大させ、これに不況が加わってしくみそのものの維持がむずかしくなったことにある。企業は低コストで雇用調整の容易な契約社員・パートタイム労働者などの非正規雇用者の採用枠を拡大させた。非正規雇用者と一定期間雇用するという労働契約を結んでいる場合、期間終了後に使用者は契約を更新しないこともあり、生活に不安をかかえ続けている労働者が多数いる。このように就労していても十分な所得がない状態にある労働者をワーキングプア(働く貧困層)という。

▶ 日本的雇用慣行 ◀ 日本における高度経済成長期の雇用は日本的雇用慣行とよばれた。これは新規学卒者を一括で採用し、勤続年数の長さに応じて賃金が決まる年功序列型賃金と終身雇用および企業別労働組合を特徴とする雇用のしくみである。日本的雇用慣行の特徴としては、第一に日本の平均勤続年数が国際的に長い傾向があることである。第二に勤続年数に応じて賃金が上昇するということである。これは労働者は若いときにたくさん働く割には賃金が低いが、壮年期を過ぎると生産性を上回る賃金を得ることができるということである。日本的雇用慣行は、賃金と生産性が一致していないしくみだが、労働者は一度就職した企業に長期間勤めることにより、生涯賃金を増やすことができたのである。また企業は労働者に定年退職までの雇用を保障し、職業能力開発に投資することができた。

### 長時間労働と労働災害

日本の労働者の労働時間は、日本的雇用慣行などもあって経済協力開発機構(OECD)加盟国のなかで

長いことが指摘されてきた。日本の労働時間が長い原因として、年次有給休暇の取得率が5割を下回っていることや、時間外労働の多さがあげられる。

# 10. 社会保障制度の充実



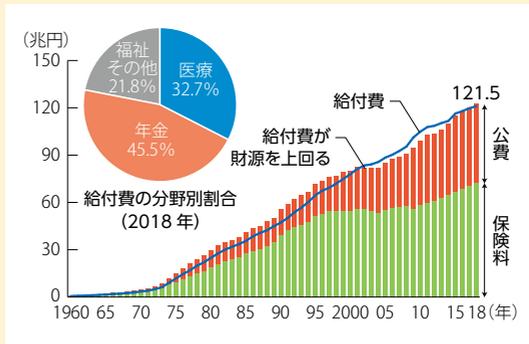
- ・各国の社会保障制度はどのように発展してきたか
- ・日本の社会保障制度はどのような内容か
- ・少子高齢社会における社会保障制度の課題とこれからの福祉社会とはなにか

## 解説

### もしも社会保障制度がなかったら

私たちは健康保険証をもって病院にいくと、会計のときに一部の負担金を払って治療や投薬を受けることができる。また老後の生活における基本的な部分は公的年金が支えてくれたり、仕事がなくなったときに、次の仕事が見つかるまでの一定期間お金が支給されたりなどのしくみが整っている。

このように、私たちの生活は、社会保障制度のおかげで守られている。誰もが人生のなかで守ったり守られたりする。よりよい社会を作るためには、このしくみをどのようにすればよいのだろうか。



1 社会保険料と社会保険給付費の推移 給付費の増加、特に年金の増加によって、公費負担も増加している。(「平成30年度 社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所)

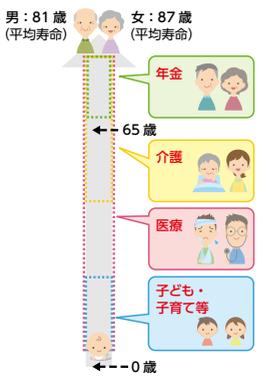
## 社会保障制度の意義

人生には病気、障害、失業、死亡などさまざまなリスクがあり、個人で対応することがむずかしい場合もある。また、将来、自分や家族だけでなく社会がどのようになるのかを予測することも非常に困難である。個人の力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに対して、社会全体で助け合い、支えようとするしくみを**社会保障制度**とよぶ。

## 社会保障制度の歴史

世界の社会保障制度は、イギリスのエリザベス救貧法(1601年)が始まりだといわれている。これは現在の公的扶助の原型となるが、当時はまだ生活困窮者に対する慈善的活動にすぎなかった。その後、産業革命が起こり急激に社会が工業化していく一方で、生産手段をもたない労働者の生活水準は低いままであるなど、貧富の

## 2. 持続可能な社会保障制度は実現できるか？



誰もが安心して安定した幸せな生活を望んでいる。社会保障制度は、個人の力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに対して、社会全体で支えようとするしくみである。しかし、制度への不信、世代間格差の課題など、抱える問題は山積している。もっと子育て世代に重点を置いた社会保障制度にしてほしい、自分たちが高齢者になったとき年金制度は大丈夫なのだろうか、などである。

社会保障制度は、すべての人々が人間らしく生きられる社会を作るための一つの手段である。少子化と高齢化が同時に進んでいる日本において、どのような社会保障制度が望ましいのであろうか。

### 1 社会保障を受益する世代とその役割

#### ▶ 国ごとに異なる社会保障制度 ◀

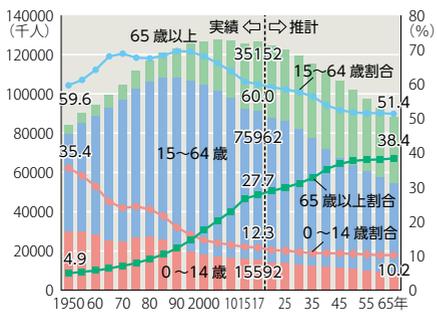
公的な租税や社会保険料は高いが医療や年金などの社会保障サービスが充実している「高負担高福祉」の社会と、公的負担はできる限り抑え、自己責任で自分の社会保障を考える社会では、どちらの社会を望むだろうか。

世界の社会保障制度に目を向けて考えてみよう。アメリカでは「自分のことは自分で」という「自助」の考え方が根強く、リスク管理に対する自己責任、市場中心の問題解決を指向する傾向にある。その結果、社会保障は比較的限られた人に給付され、社会保障負担も低水準となっている。多くの人は民間企業が提供する医療保険サービスに加入するなどの自助努力をとっている。北欧では、高所得者であれ低所得者であれ、全員が同じ

社会保障サービスを受けるという考え方である。それゆえ、社会保障支出の水準だけでなく負担の水準も高い、高負担高福祉の社会となり、社会保障は政府が中心的役割を担い、大きな政府となりやすい。

それに対して日本は、伝統的な家族主義的な考え方を重視する傾向が強いといわれている。そのため、社会保障制度でも、子育て・介護といった女性の家事負担に置き換えられるような家族給付が少なく、医療や年金といった高齢者向け給付が多い傾向にある。

福祉のニーズは、国によって大きく変わるものではない。どこでニーズを満たすかという問題と同じである。アメリカのような自己責任型、北欧のような政府依存型、日本のような家族依存型、いず



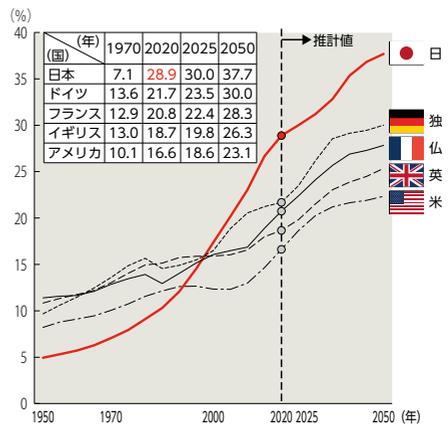
1 人口推計と構成割合の推移 (『厚生統計要覧』平成30年度)

れもメリット、デメリットがある。どのような社会保障制度を選択するかは、どのような社会にしていきたいのかと同じことなのである。

5 ▶ **これからの社会保障について考えてみよう** ◀

私たちの人生には、自分や家族の病気、介護などさまざまなリスクがある。高齢や病気・介護などのリスクに対しては、社会全体で支え合い、リスクに備えるしくみである公的保険制度、いわゆる「共助」の考え方がベースとなっている。また自分の健康は自分で維持することや、そのために自身の生活設計を考えた保険や資産運用などをおこない準備しておく「自助」の考え方がある。そして共助や自助では対応できない場合に生活保護をおこなう公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完するしくみとなっている。

20 日本は1958年に国民皆保険が、1961年に国民皆年金が整備されるなど、公的保険制度が充実しており、世界と比較しても非常に高い水準の社会保障制度が整っている。しかし、将来の変化を予測



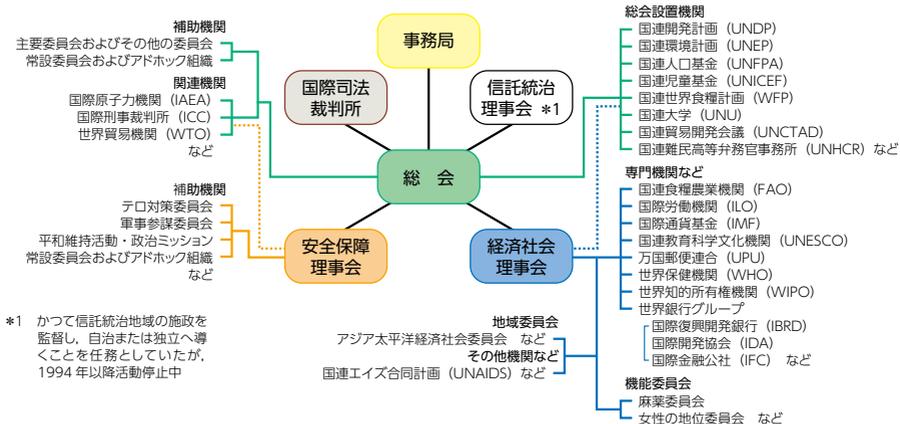
2 高齢化率の国際比較 日本の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は2020年に28.9%となっており、2050年には37.7%になると推計されている。(財務省資料)

することが困難な時代に突入した現在、自助・共助・公助を適切に組み合わせていくことが求められている。

2019年の日本人の平均寿命は、男性81.41歳、女性87.45歳である。老後の生活設計を考えて、所得を得ているときに預貯金をし、自らの金融資産を運用することなど、さまざまな選択肢があることを知っておく必要がある。

**探究と構想**

- ① 少子高齢社会において、世代間および世代内の公平性が保たれるためには、どのような制度が望ましいだろうか。自分が望む将来の生活を考えてみるとともに、制度のあり方について考えてみよう。
- ② 子育て支援や生活保障など、これからの福祉社会のあり方について、生活様式や就労形態の多様化、家族構成の変化、貧困とその連鎖、女性や高齢者の雇用の視点から調べてみよう。



### 3 国際連合の機構図

は植民地の独立を促進し、現在では世界のほとんどの国が加盟している（**普遍主義の原則**）。また、安全保障のみならず、国際的な人権保障、発展途上国の経済発展、地球環境など多面的な目的を掲げている。



4 国連総会の様子（アメリカ・ニューヨーク）

### 国際連合のしくみ

国連の主要機関のうち3つ（安全保障理事会、経済社会理事会、総会）

はニューヨークに置かれ、国連本部における加盟国間の会議体として機能している。また、国際司法裁判所がオランダのハーグに置かれている。

1) **総会** すべての加盟国により構成され、**主権平等の原則**から一国一票制がとられている。年に1回開かれる通常総会と、加盟国の過半数または安全保障理事会の要請により開かれる特別総会がある。総会は新加盟国を承認するほか、決議にもとづいて安全保障理事会や加盟国に対して勧告をおこなう。一般事項は多数決、重要事項は3分の2以上の賛成で議決される。

また、**国連貿易開発会議 (UNCTAD)** や **国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)** などの機関が置かれ、重要な役割を果たしている。

2) **安全保障理事会 (安保理)** 国際平和と安全の維持に関して責任を負う。安全保障理事会の決定は全加盟国を拘束する。アメリカ・イギリス・フラ

▶ **重要事項** 国際平和と安全の維持に関する勧告、安全保障理事会と経済社会理事会の理事国の選挙、新加盟国の承認、予算事項に関する決定などをさす。



6 マルタ会談で握手する米ソ首脳 ブッシュ大統領（左）とゴルバチョフソ連共産党書記長。（1989年）



7 市民によって破壊される「ベルリンの壁」（1989年11月、ドイツ）

和十原則」では、東西対立から距離を置く**非同盟**の方針が示された。1960年にはアフリカの旧植民地17か国が独立し（「アフリカの年」）、アジア・アフリカの新興国が国際社会における一大勢力となった。翌1961年、第1回**非同盟諸国首脳会議**がユーゴスラビアで開催された。

アメリカのニクソン大統領はソ連を牽制すると同時に、ベトナムからの撤退を進める目的もあって中国政策を転換し、1972年に電撃的に中国を訪問した。その後、1979年に米中は国交を正常化した。

## 冷戦の終結

1979年にソ連がアフガニスタンに侵攻すると、米ソ間の緊張が高まった（新冷戦）。1985年にソ連共産党の書記長に就任した**ゴルバチョフ**は、社会経済の停滞を克服するため**ペレストロイカ**（建て直し）と**グラスノスチ**（情報公開）に着手し、対外的には軍縮や経済関係を重視する**新思考外交**を展開した。ソ連の改革は東欧諸国の民主化運動を勢いづかせ、1989年11月に冷戦の象徴であった「ベルリンの壁」が崩壊すると、12月に米ソ首脳は**マルタ会談**を開き、冷戦の終結を確認した。91年にはワルシャワ条約機構とコメコンが解散し、ソ連は崩壊して**独立国家共同体**（CIS）が発足した。アジアでは同年、南北朝鮮の国連同時加盟が実現したが、現在まで中国と台湾の対立や朝鮮半島の分断が続き、冷戦構造が影を落としている。

- ▶ 1 **平和十原則** 前年に中国の周恩来とインドのネルーが合意した平和五原則を発展させた国際関係の原則。
- ▶ 2 **非同盟** 資本主義陣営（第一世界）、社会主義陣営（第二世界）のどちらにも属さない立場を意味し、それらの国を**第三世界**という。
- ▶ 3 **1960年** 1960年は「アフリカの年」とよばれた。国連総会でもアジア・アフリカ諸国が多数を占めた。
- ▶ 4 **マルタ会談** ヤルタ会談で形成された冷戦秩序がマルタ会談で終結したことから、冷戦期をさして「ヤルタからマルタへ」と表現することがある。
- ▶ 5 **中国の民主化運動** 中国では1989年に民主化を求める運動が活発化したが、人民解放軍により鎮圧された（天安門事件）。

2011年に始まったシリア内戦には、現代の国際問題のさまざまな要素が集約されている。

**独裁体制** 中東に位置するシリアは、北はトルコ、東はイラクと国境を接し、西は地中海に面している。1946年にフランスから独立した後は、宗教とは距離を置く近代的な国家をめざした。1970年のクーデターをきっかけにアサド大統領が事実上の一党独裁体制を確立し、息子がそれを引き継いだ。

**アラブの春** 2011年、チュニジアで始まった民主化運動は、独裁体制が40年続いていたシリアにも波及した。政府は全国に拡大した民主化運動をきびしく弾圧した。民主化運動の一部は武装して、武力による革命をめざすようになった。

**宗派対立** シリアではイスラム教スンニ派が多数を占めるが、アサド家はイスラム教シーア派に近いアラウィ派に属する。キリスト教やそれ以外の少数宗教を信仰する国民もおり、国内対立を複雑にする要因となった。

**代理戦争** アメリカやEUは、独裁政権に対抗する観点から、反体制派を支援した。またスンニ派の大国サウジアラビアも、スンニ派が多数を占める反体制派側にたった。他方アサド政権と関係が深く、シリアを中東地域への影響力の拠点としていたロシアは、政権を支援した。さらにシーア派の盟主であるイランも、サウジアラビアとの対抗上、政権を支持した。このようにして、シリア内戦は大国や周辺諸国の代理戦争としての色彩を帯びるようになった。

**解体国家内での過激派の台頭** シリアと国境を接するイラクは、2003年のイラク戦争でフセイン政権が倒されて以後、国内の行政機構が十分に機能しない解体

国家となっていた。内戦でシリア国内が混乱すると、両国の国境地帯にイスラム系過激派勢力ISILが支配地域を広げ、2014年にはシリア北東部の町ラッカを首都として建国宣言をおこなった。ISILがジャーナリストを含む民間人を残酷な方法で殺害し、その様子を配信したことは、国際的な非難を浴びた。

**難民・避難民の発生** シリア国内は政府軍と反体制勢力、ISILの三つどもえの戦いになって荒廃した。内戦が始まってから2019年までの死者は約40～47万人にのぼり、約610万人以上が国内避難民に、約550万人以上が難民となって国外に逃れたとされる。2015年にはシリアなど中東地域やアフリカから欧州に大量の難民が移動し「欧州難民危機」とよばれる社会的・政治的危機が生じた。欧州の一部では、反難民のうごきが強まった。

**化学兵器の使用** 国際社会の非難を受けて2013年にシリアは化学兵器禁止条約に加盟した。しかしその後も化学兵器が使われており、シリア政府の申告には疑念が生じている。

**クルド人** ISILの支配地域における人道危機が深刻化するにつれ、その打倒が最優先の課題と見なされるようになった。ISILとの戦いで大きな役割を果たしたのは、少数民族クルド人の勢力である。クルド人は国家をもたない最大の民族といわれ、シリア、トルコ、イラク、イランの国境山岳地帯に居住している。いずれの国でも国内では少数派であることから、従来は迫害されることも多かった。

**国連の仲介** 2016年、国連が仲介して「シリア人対話」が開催された。2019年には憲法改革についてシリア人同士で議論する憲法委員会が活動を開始した。

5

10

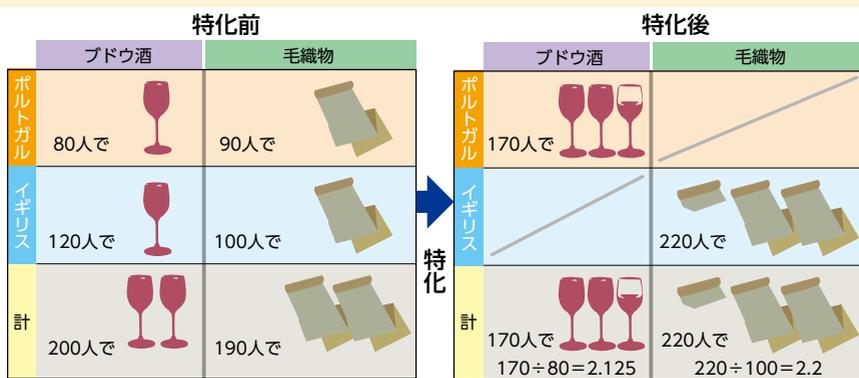
15

20

25

30

35



この理論によって、どんなに生産性の低い国とでも貿易をすれば利益が生まれることを示すことができる。リカードは、当時のイギリスとポルトガルの状況を仮想的に例示した（上左図）。

ポルトガルは、ブドウ酒を作るにしても毛織物を作るにしても、イギリスよりも少ない労働力で生産することができる。つまり、**どちらの財の生産についてもポルトガルの生産性が高い**。一見すると、ポルトガルにとってイギリスと貿易をするメリットはないように見える。

しかし、ポルトガルは1単位のブドウ酒に必要な労働力が毛織物1単位の必要労働力よりも少ないのに対し、イギリスは逆に毛織物に必要な労働力の方が少ない。この状況を、ポルトガルは**ブドウ酒に比較優位があり、イギリスは毛織物に比較優位がある**という。各国の生産構造が違えば、各国は必ず何かの生産に関して比較優位をもつ。

2国がそれぞれ自国の比較優位をもつ

財の生産に特化すると、両国で働く人数は変化しなくても、世界全体での各財の生産量が増加する（上右図）。世界全体での生産量が増えれば、両国にとってメリットとなる。たとえば、自国で生産したものの半分を相手国に輸出すれば、両国とも貿易をしない場合より、両方の財の消費を増やすことができるわけである。

ただし、比較優位の理論は、現実の貿易を完全に説明するものではない。実際に各国がどれだけ貿易の利益を得られるかは、ぶどう酒と毛織物の交換比率によって決まる。また、毛織物の生産者はワインを生産できるのか、生産するものを変

こうした現実の問題は存在するが、貿易が誰にとってもメリットと「なる可能性がある」ことを示した意義は大きい。逆に、比較優位の理論を前提にして、自由貿易が望ましくない理由を考えるとできれば、現実の貿易問題をより深く理解することができる。

① ぶどう酒 1 と毛織物 1.2 が交換されれば貿易の利益はすべてポルトガルのものとなる。逆にぶどう酒 1.125 と毛織物 1 が交換されればイギリスだけが利益を得ることになる。

② そもそも生産する技術自体が移転できるとすれば、貿易はどうなるのかも問題である。

空港の建設などの固定資産に関する援助を記録したものである。

現在の国際収支のルールでは、一国の資産を増加させる取り引きを黒字、負債を増加させる取り引きを赤字とよぶ。たとえば、日本から財やサービスを輸出すれば、対外純資産を増加させるので経常収支の黒字の要因となる。一方、海外から日本への直接投資があれば、日本の負債が増加するので金融収支の赤字要因である。概念上は経常収支と資本移転等収支の合計は金融収支と等しくなるが、統計上の問題である誤差脱漏の分だけ差がある。

	2000年 (億円)	2018年 (億円)
<b>経常収支</b>	<b>140,616</b>	<b>192,222</b>
貿易・サービス収支	74,298	3,919
貿易収支	126,983	11,981
(輸出)	489,635	812,387
(輸入)	362,652	800,405
サービス収支	-52,685	-8,062
第1次所得収支	76,914	208,533
第2次所得収支	-10,596	-20,231
<b>資本移転等収支</b>	<b>-9,947</b>	<b>-2,125</b>
<b>金融収支</b>	<b>148,757</b>	<b>200,049</b>
直接投資	36,900	147,198
証券投資	38,470	99,765
金融派生商品	5,090	1,178
その他投資	15,688	-74,720
外貨準備	52,609	26,628
<b>誤差脱漏</b>	<b>18,088</b>	<b>9,953</b>

(資料/日本銀行, 1億円未満切り捨て)

## 1 日本の国際収支の変化

▶ **日本の国際収支** ◀ 日本の国際収支を見ると、経常収支のなかの貿易収支は、原材料を輸入して工業製品を輸出する加工貿易型の貿易構造であることを反映し、長く黒字であった。一方、サービス収支は、日本から海外に行く旅行者が、海外から日本に来る旅行者より多いため、赤字となっている。

これらを合計した貿易・サービス収支は、かつてはサービス収支の赤字より貿易収支の黒字が大きかったため黒字であった。近年では、東日本大震災による原発事故以後に火力発電が増加したために原油の輸入が急増したことや、世界金融危機やコロナショックによる輸出の不振などのために、貿易収支が赤字になることもある。しかし、日本には多くの対外資産があり、海外投資から得られる利子や配当などの投資収益が大きく、第1次所得収支は大幅に黒字である。そのため、貿易・サービス収支に所得収支を加えた経常収支全体では依然として黒字であることが多い。

経常収支の黒字を背景に、外国への投資が活発にされており金融収支も黒字であることが多かった。資本移転等収支は赤字が続いているが、これは発展途上国などへの援助が大きな部分を占めており、国際社会における日本の役割を示している。

## 外国為替と為替レート

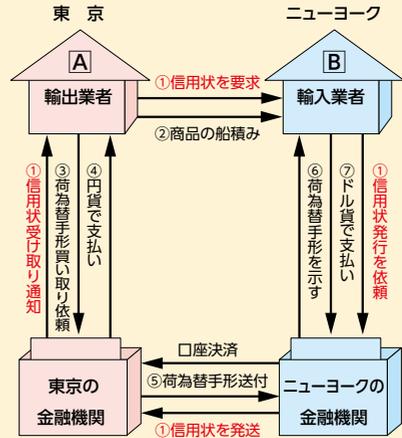
通常、経済取引は物々交換ではなく、通貨、すなわちお金と商品を取り引きすることで成立する。しかし、各国は円やドルなど独自の通貨を発行しており、国際的な取り引きには、自国と相手国の通貨の交換をする必要がある。その通貨の交換は外国為替と

右図は、外国為替の基本的なしくみを示した。日本（東京）の輸出業者Aがアメリカ（ニューヨーク）の輸入業者Bに100ドルの商品を輸出する場合を例にしている。基本的には、商品がBに届くまで時間がかかるため、実際にAが商品を受け取り、支払いを済ませる前に、Aが東京の金融機関から代金を受け取るためのしくみである。

①東京の金融機関は、アメリカの業者であるBが本当に代金を支払ってくれるかを評価することが困難であるため、Bに対する支払いに先立ち、Bに支払い能力があることをニューヨークの金融機関に保証させる信用状の発行を求める。

②・③Bは商品の船積みを済ませ、船積み書類(商品を送ったことの証明)とその信用状をそえて100ドルの荷為替手形を日本の金融機関にもっていき代金の受け取りを求める。

しかし、国内の為替取引と異なり、Aが受け取る代金(円)とAが支払う代金(ドル)で使う通貨が異なるため換算が必要となる。その換算比率が**外国為替**



レートであり、金融機関同士の取引市場（インターバンク市場）で決まる。

④・⑤が為替レートが1ドル=100円であれば、日本の金融機関はAに1万円を支払い、荷為替手形をアメリカの金融機関に郵送する。

⑥・⑦アメリカの金融機関はBに荷為替手形を示し、輸入業者から100ドルを受け取り、日本の金融機関の当座預金として預かる。日本の金融機関は、この100ドルを円にかえることもでき、他の取り引きの決済に用いることもできる。

な影響を与えるが、為替レートそのものも経済活動の結果として決定される。

為替レートの短期的なうごきは予測が困難であるが、長期的には国際的に取り引きが可能な財（貿易財）の価格が、どの通貨でも同一になるように決まると考えられている（**購買力平価説**）。たとえば、ある国で自動車をより効率的に生産できるようになり、その国の通貨での自動車価格が下がるとする。他国での変化がなければ、外貨での自動車価格が変化しないようその国の為替レートは上昇する。実際に、戦後の日本は、多くの技術革新によって工業製品を安価に輸出するようになった一方で、1ドル360円から70円台になるまでの円高を経験した。

# 1. グローバル化する世界のリスクとはなにか？



<sup>リスク ▶1</sup>  
危険社会という考え方は、今日では広く共有されている。危険社会とは、世界にはもはや安全地帯は存在せず、境界線の向こう側は危険（貧困や苦難・苦況など）でも、こちら側は安全という区分が消えた社会のことである。境界線は、人種、エスニシティ（民族性）、ジェンダーなどでも引かれてきたが、国境線もその一つである。

チェルノブイリ原発事故では、災害が国境線をこえることを改めて示した。2020年に国内でも感染者が出るようになった新型コロナウイルス（COVID-19）では、地球上に住むすべての人々が共通に危険にさらされているという危機感をよりいっそう深めた。

▲ 乗客が新型コロナウイルス感染症に感染したクルーズ船と、乗客を乗せたバス(2020年, 神奈川県)

## ▶ リスクのグローバル化 ◀

リスクのグローバル化としては、世界金融危機(2007～10年)がよく知られている。国境線をこえたヒト、モノ、カネの移動が引き起こした現象である。財政・金融政策、経済政策は、一国単位では対応できないことが明らかになった。

環境や人体の安全も国境線の内側だけの問題ではない。東日本大震災および福島第一原子力発電所事故(2011年)では、漂着物による海岸汚染や放射性物質の飛散が海外でも関心をよんだ。感染症のパンデミック（世界的大流行）の危機感を世界中に浸透させたのは、新型コロナウイルスである。人間が住む地球上のほぼすべての場所で、感染の危険があることが日々の報道で繰り返し伝えられた。

私たちは、会話や経済活動など、他者とののかかわりのなかで生存しているが、

この感染症は、そのような交わりを通して、感染を爆発的に拡大させ、生命の安全をおびやかしている。ウイルスや細菌も国境線をこえるといわれるが、ヒトの移動がなければ、それは起こらない。

## ▶ 国家の枠組み ◀

経済であれ環境であれ、地球規模の問題については、国際機関や国際機構、国際会議などが、国際協調を図りながら対策を講じている。しかし、それでも、それに対応して各国が足並みをそろえた方策をとっているというわけではない。

感染症についても、WHOが、情報の提供、医療関係の人員・物資の動員や調達、ワクチン研究などの役割を果たしている。しかし、それへの対応は、基本的には各国政府に委ねられている。「水際対策」とよばれる入国管理、感染防止のためのロックダウン（都市封鎖）・非常

感染症名	年	経路	人口への影響
ペスト（黒死病）	1348～1420年	シルクロード経由でヨーロッパに	死者数はヨーロッパの人口の1/3～2/3とされる
天然痘（アメリカ大陸）	16世紀～17世紀	大西洋を通る経路	征服と合わせて、先住民は2,600万人から100万人まで減少
コレラ	19世紀から数度	インドから各地に	不明
スペイン風邪	1918～1919年	アメリカ起源、中国起源など諸説あり。ただし、戦争を契機に大西洋を渡ったとされる	3,000万人以上の死者
アジアインフルエンザ	1956～1957年	中国から世界に	100万人以上の死者
SARS	2002～2003年	中国から香港、台湾、カナダに	774人の死者
MERS	2012年以降	中東から韓国	858人の死者

## 1 感染症とグローバリゼーション（『通商白書 2020』）

事態宣言、ワクチンの調達などを見ると、ポードレス化の時代にあっても、なお主権国家が主導的な機能を担っていることがわかる。国により対応が異なっていることもよく知られている。

私たちは、リスクのグローバル化に対して、国際協調主義と一国ごとの政策のどちらが有効であるのか、2つの手段はどのように区別され、関係づけられるべきなのかなど、多くの難問を抱えている。

### ▶ 科学と政治 ◀

科学は、私たちの生活を快適かつ豊かにしてきた。しかし同時に、原発事故に示されるように、それは人間の生活や生存をおびやかしてもきた。科学技術は合理性を追求する営みであるが、そこには、人間や自然にとって望ましい社会を作り出すという規準は内在していない。

政治は、科学が提供する知見にもとづきながらも、人間が積み重ねてきた経験を踏まえ、経済や文化などが果たす役割などについても熟慮しながら、リスクの除去・軽減に取り組まなければならない。



2 ヨーロッパでのロックダウン イタリアでは2月に北部で始まり、翌月10日には全土に拡大した。（2020年、イタリア・ローマのスペイン広場）

### 探究と 構想

- ① 世界金融危機やパンデミックなど、その解決に専門的知見を必要とするリスクにおける専門家の役割を考えてみよう。
- ② グローバル化したリスクに対する各国政府の政策や各国の市民の行動になぜ違いが生まれるのかを考えてみよう。
- ③ 人種、エスニシティ、ジェンダー、階級などの違いによってリスクの程度にも違いが出てくるのだろうか。
- ④ スペイン風邪（1918～19年）への各国政府の対策と新型コロナウイルスに対する各国政府の対策とを比較してみよう。

▶ 1 「危険社会」という言葉は1980年代後半に登場し、90年代に流通するようになった。危険社会を論じた代表的な著作に、ウルリッヒ＝ベック『危険社会』（1992年）がある。

## 2. 難民問題に解決策はあるか？



難民が生み出される背景は時代とともに変化してきた。15世紀から18世紀にかけては宗教的対立から難民が生まれた。19世紀から20世紀には、民族主義の高まりと国民国家形成のうごきのなかで迫害を受けた少数民族が難民となった。当時の難民問題は、おもにヨーロッパを中心に議論されてきた。冷戦期には、地域戦争やイデオロギーによる迫害で難民が生じた。東西対立が緩み、米ソによる発展途上国支援が途絶えた冷戦後は、世界各地で民族紛争が多発し、難民の急増やその影響のグローバル化、国内避難民の発生、避難の長期化などが問題となっている。

▶ 歩いて国境へと向かう難民たち（2020年、トルコ）

### ▶ 現代の「難民」の範囲 ◀

国際的に広く受け入れられた難民の定義は、難民条約第1条に示されている。しかし、この定義では現代の難民問題を包括的にとらえることがむずかしい。

内戦などで荒廃した解体国家で生まれる難民は、一部の国民に対する迫害ではなく、国民の多くが生存困難になることによって発生するからだ。また国内にとどまらざるを得ない避難民も急増している。彼らはいわば現代型の「難民」である。

### ▶ 現代の「難民」の発生原因 ◀

現代型の「難民」は内戦や民族紛争の長期化により国家が破綻<sup>はたん</sup>することで生み出される。紛争の発生や長期化の背景には、大国や周辺諸国が関与することが多い。現代の難民問題は、影響だけでなく、その原因もグローバルなのである。

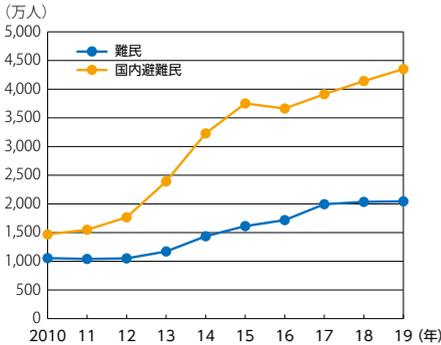
出身国の経済が破綻し、生き残るため

にやむを得ず移動する人がいる。この点では、現代型の「難民」と経済移民を厳格に区別することは困難になっている。

### ▶ 3つの恒久的解決策と課題 ◀

UNHCRは3つの解決策を示している。第一は「自主帰還」である。難民の多くは、不安定な避難生活から脱し本国で安定した生活を再建することを希望している。しかしそのためには治安の安定と統治機能の構築、住居や道路などの整備、医療や教育の機能回復に加え、対立した民族間の和解プロセスや対立再燃を防止するしくみも必要になる。自主帰還には多くの困難がともない、結果的に避難生活の長期化につながっている。

第二は「庇護国における社会統合」である。難民の生活を早期に安定させられれば、労働力として庇護国の経済発展に寄与することも期待できる。しかし、庇護国の多くは難民を流出させた国と国境



1 難民と国内避難民数の推移 (UNHCR 資料)

を接する発展途上国であり、受け入れる余力がないという問題がある。

第三は庇護国とは別の、受け入れを表明した国に移住させる「第三国定住」である。受け入れ国は多くの場合、本国とは地理的・文化的に離れており、難民の社会統合が大きな課題となる。日本もインドシナ難民を受け入れた歴史がある。

### ▶ 難民問題に解決のために ◀

10 難民問題を解決するためには、国際協力が不可欠である。難民を直接受け入れるだけでなく、資金を拠出するなどして難民を保護している国の負担を国際的に分かち合うことも重要だ。また、自主帰還を進めるための本国内の条件整備にも国際的な支援が必要だろう。

20 難民問題は、一度発生するとその解決には長い時間がかかる。これからは、民族紛争や内戦などを未然に防止して、難民を発生させない取り組みが鍵となる。

(万人)

難民の出身国		難民の受け入れ国	
シリア	660	トルコ	360
ベネズエラ	370	コロンビア	180
アフガニスタン	270	パキスタン	140
南スーダン	220	ウガンダ	140
ミャンマー	110	ドイツ	110

2 難民の出身国と受け入れ国 (上位5か国, 2019年) 難民の出身国上位5か国に全体の68%が集中している。また、世界の難民の85%が途上国で受け入れられている。(UNHCR 資料)

この点でも周辺国や国際機関、NGOを含む国際的な協力が、ますます重要になるだろう。

### 探究と構想

- ① 難民としての生活が長期化した場合、どのような影響が生じるだろうか。仕事や教育、医療、文化の伝承など幅広い側面から考えてみよう。
- ② 故郷を追われた現代型の「難民」が2010年代に急増した理由を調べてみよう。難民を受け入れた国ではどのような影響が見られるか、周辺国と先進国それぞれについて考えてみよう。
- ③ 日本はインドシナ難民を1万人以上受け入れてきた歴史がある。彼らが日本で生活するうえでどのような困難があるだろうか。受け入れる側として可能な支援には何があるか、考えてみよう。彼らは現在、どのように暮らしているかも、調べてみよう。

▶ 1 難民条約 (1951年) の第1条前半では、難民を「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」と定義している。